

令和8年第2回（定例会）吉備中央町議会会議録（2日目）

1. 令和8年6月15日 午前 9時30分 開議

2. 令和8年6月15日 午後 2時40分 閉議

3. 会議の区別 定例会

4. 会議の場所 吉備中央町議会議場

5. 出席議員

1 番	日	名	由	香	2 番	渡	邊	順	子
3 番	我	妻	瑛	子	4 番	高	森		学
5 番	丸	山	節	夫	6 番	河	上	真	智子
7 番	平	澤	一	浩	8 番	山	崎		誠
9 番	石	井	壽	富	10 番	片	岡	昭	彦
11 番	黒	田	員	米	12 番	西	山	宗	弘

6. 欠席議員

なし

7. 会議録署名議員

8 番	山	崎	誠	9 番	石	井	壽	富
-----	---	---	---	-----	---	---	---	---

8. 議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	塚	田	恵	子	書	記	岩	崎	啓	子
--------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

9. 説明のため出席した者の職氏名

町	長	山	本	雅	則	副	町	長	岡	田	清
教	育	長	石	井	孝	典	会	計	管	理	者
大	森	初	恵	税	務	課	長	石	伊	利	光
総	務	課	長	早	川	順	治	協	働	推	進
企	画	課	長	大	樫	隆	志	大	月	道	広
住	民	課	長	宮	田	慎	治	福	祉	課	長
古	林	直	樹	保	健	課	長	難	波	勝	也
子	育	て	推	進	課	長	片	山	和	子	
建	設	課	長	石	坂	晃	則	檜	寄	秀	徳
農	林	課	長	大	月	豊		教	委	事	務
水	道	課	長	荒	谷	哲	也	中	山	仁	
定	住	促	進	課	長			岡	崎	直	樹

10. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 一般質問

1 1. 会議に付した議案の題目及びその結果

一般質問

午前 9時30分 開 議

○議長（西山宗弘君）

おはようございます。

梅雨に入りまして程よい雨が降った後、また晴天に恵まれ日中は温度も上昇しております。それぞれ皆様方におかれましては、熱中症対策を施しながら十分体に気をつけていただきたいと思います。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達していますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

会議中の撮影許可を、開会日に報告した者に加えて共同通信社に許可をしていますので報告をします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、8番、山崎誠君、9番、石井壽富君を指名します。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第2、一般質問を行います。

質問時間は一括質問、一問一答質問、いずれも30分以内とします。

残り時間は3分前にベルを鳴らしてお知らせをいたします。また、残り時間がなくなるとき、再度ベルを鳴らしてお知らせをいたします。

なお、一括質問につきましては、再々質問までとなっています。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

改めまして、おはようございます。

本日のトップバッターとなりました。6番、河上真智子です。よろしくお願いいたします。

議長の許可をいただいておりますので、通告に従って一般質問を行います。

テーマは3つ、そして一問一答形式で行います。

先ほど議長からもありましたが、梅雨の時期を迎えております。知らず知らずのうちに体から水分が呼気とか汗で抜けています。喉の渇きは感じにくい時期です。適度な水分補給に努めて、この時期を健康に過ごしていただきたいと願っております。

それでは、質問のほうに入らせていただきます。

まず、1問目、ケアラー支援条例についてお伺いしていきます。

私たちの町の高齢化率は令和7年10月現在で44.4%と全国平均の約29.4%や、岡山県全体の約31.5%を大きく上回っております。当然の流れとして、今後も世帯人数の減少、2人世帯や単身世帯の増加が見込まれます。また、入院や施設入所にまで至らないまでも、日々の暮らしの中での見守りや家庭内での介護が必要になる方が増えるのも当然の流れであると言えます。

介護保険の枠組みでは、施設入所の対象にはならない方、自宅で暮らし続けていきたいと希望される方、施設入所をちゅうちょされる方など、様々な理由で御自宅で家族の支えによって過ごされている方がいらっしゃいます。町では包括支援センターが中心となって生活全般の相談や福祉用具、自宅の改良など多岐にわたっての支援を通じてそのような自宅で暮らす方々のサポートが行われております。

しかし、これからは家庭内で介護を担っている御家族、つまりケアラーと呼ばれている御家族の存在にももっと目を向けてさしあげるべきではないでしょうか。自分の体調が悪くてもなかなか通院できない、気軽に出かけることができないなど、悩みを抱えながらも家族を支えるために日々頑張っていらっしゃる方にもっと寄り添うべきだと思っています。

家庭内での介護は、それがたとえ仲のいい御夫婦であっても、親子であっても、程度の差こそあれケアラーにとっては身体的、精神的にも負担を与えています。

そこで、まずお尋ねします。

現在、御家庭内で介護を担っている方について、人数や状況の把握はできているのでしょうか。また、その人数はどのくらいいらっしゃるのでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

古林福祉課長。

○福祉課長（古林直樹君）

それでは、6番、河上議員の御質問にお答えいたします。

ケアラーにつきましては、高齢や障害、疾病等により支援を必要とする方を家庭内で支え、身体的、精神的、経済的な負担を抱えながら無償で介護や援助等を行なっている家族等の方を指すものと認識しております。

本町におきましては、保険、福祉、教育の関係部署をはじめ、地域包括支援センター、介護、障害福祉のサービス事業所、医療機関、民生委員、児童委員、社会福祉協議会等が窓口となり、日々の相談支援業務を通じまして家庭で介護されている御家族の負担や不安の把握、また軽減に努めているところでございます。

しかしながら、ケアラーとして支援を行なっている方の人数につきましては、現時点では把握には至っておりません。

○議長（西山宗弘君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

今、課長もおっしゃったように、家庭内での介護や看病を行うケアラーの方は家族であるがゆえに対価のない、いわゆる無償労働です。愛情や家族の絆で支えられてはいますけど、それでよしとするのはいかななものでしょうか。一昔前であれば2世代、3世代の家族が同居して家事や介護を分担している御家庭も多かったのですが、今は1人にかかる負担が増えてるように思います。

買物に行ったときにある方から声をかけていただきました。私のように家で家族の面倒を見ていると、時には息抜きをしたくなる。近所で開かれるサロンも行きたかったけど行けなかった。せめて同じように介護をされている方とたわいない話をしたり情報交換ができるようなおしゃべりの場でもあればいいのと思うのだけど、そんな場所をつくってはもらえないでしょうかと話されました。その方は、医療、福祉分野では私たちの大先輩の方です。その方がそのように話されることに驚くとともに、大切な視点を見落としていた申し訳なさと、気づけなかった自分への恥ずかしさがずっと胸に引っかかっていました。

認知症に関して言えば、町内各所で認知症カフェが開催されており、当事者だけでなく、介護されている方の息抜きや情報交換の場になっています。今後は家族介護を担っているケアラーの方々にも、時にはふっと息抜きができる場所が必要ではないでしょうか。

できることなら、私がそのような場所をつくってさしあげたかったのですが、どこに、どのようなケアラーがいらっしゃるかが把握できず声のかけようがありませんでした。た

とえ包括支援センターに尋ねても、個人情報なので教えてもらうことは難しいでしょう。
やはり福祉課や保健課、包括支援センターの協力が必要です。

ケアラーを支えるケアラズカフェの開設をぜひお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

古林福祉課長。

○福祉課長（古林直樹君）

御質問にお答えいたします。

ケアラーへの支援につきましては、必要に応じて介護保険サービスや障害福祉サービスの需要へつなげるもののほか、身体障害者福祉協会、精神障害者患者家族会、障害児を育てる保護者グループ等におかれまして、交流や情報交換を行なっていたところでございます。様々な活動を通じて介護負担の軽減や孤立防止に取り組んでいるところでございます。

地域包括支援センターにおきましては、家族介護支援事業としまして、在宅で介護されている家族の方が一時的に介護から離れる機会といたしまして介護者の交流会等を開催し心身のリフレッシュを図っております。町内2か所の介護事業所におきまして、令和7年度は3回開催しております。

また、認知症カフェにつきましても、認知症になっても住み慣れた地域で安心してその人らしい生活が継続できるよう支援するとともに、家族の介護負担の軽減を図っております。こちらは町内3か所の介護事業所でそれぞれ毎月開催していただいております。

今後もより多くのケアラーの方に参加していただけるよう、ほっと一息つける場所となるよう、交流会の周知方法や内容につきまして検討してまいるとともに、新たな開設に向けた相談や助言等の支援につきましても取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（西山宗弘君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

今、課長のほうから3回とおっしゃいましたが、できればもう少し回数を上げていただければと思います。そしてまた、家に介護が必要な御家族を置いて出ることが結

構難しいことで、そちらのほうの手当てと同時にやる必要があると思いますので、そのほうもよろしく願いいたしたいと思います。

では、現在ケアラーを支えようとあちこちでケアラー支援条例を制定する自治体が増えつつあると伺っています。県内では、総社市や備前市が制定されているようです。

総社市のケアラー支援の推進に関する条例を見てみました。その要旨は、社会全体でケアラーを支援し、全てのケアラーが自分らしく、健康で、文化的な生活を営むことができ、また孤立することのないよう支えなければならないとうたっています。

市議会においての審議では、具体的な支援はどのようなことを想定しているのかという質疑があったようです。それに対して、ケアラーを把握した際にその家庭を支援することによりいかに負担を減らしていくかが重要であると考えている。具体的には、家族の介護であれば介護サービスの介入がどのようにできるのか、また兄弟の世話が負担であれば子育て支援事業をどのように提供できるのか、さらには障害者の対応が負担であれば障害福祉サービスをどのように結びつけることができるのか、そういった個別の対応を想定しているという答弁があり、その後の審議を経て、この条例は議員全員一致で可決されています。

これは当たり前といえば当たり前のことなのですが、こうして条例として明文化することによってさらにケアラーに対してもっと寄り添った支援ができる可能性を広げることになったのではないのでしょうか。現状では、介護保険の枠組みではケアラーは十分なサポートが受けられません。これに対して、条例でケアラー支援に予算と人員がつけば、ケアラー支援の視点も備えたケアプランが作成できるようになるのではないのでしょうか。この点に関してはどのようにお考えでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

古林福祉課長。

○福祉課長（古林直樹君）

御質問にお答えいたします。

各地でケアラー支援条例の制定に向けた動きが起こっており、先ほど言われましたように岡山県内では令和3年度に総社市と備前市において制定されていると承知しております。この条例では社会全体でケアラーを支援するための基本理念を定めるとともに、市の責務、市民、事業者及び関係機関等、それぞれの役割を明らかにし、全てのケアラーが自

分らしく健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現に寄与することを目的としております。

本町におきましては、まずは現在実施しております様々な取組の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化しケアラーを支援する体制を整えていきたいというふうに思っております。

引き続き、本町におけるケアラー支援の在り方について調査研究を進める中で、条例制定につきましても研究してまいりたいと考えております。

○議長（西山宗弘君）

6 番、河上真智子君。

○6 番（河上真智子君）

ケアラーの方が心身ともに元気でないと家庭介護は成り立ちません。住み慣れた我が家で暮らし続けること、その根幹が崩れてしまいます。ぜひケアラーにも温かい視線を注いであげていただきたいと思います。よろしくお願いします。

では、2 番目の大きな質問、吉備高原学園高校へのサポートについてお伺いしていきます。

町内上野にある吉備高原学園高校は県が施設整備を行い加計学園が運営を行う第三セクター方式の高校で、今年創立 36 年を迎えています。創立当初は全国に先駆けて不登校経験生徒を受入れ、寮生活を通じ社会的自立を支援してこられました。全国各地から集い、そして旅立っていった生徒の数は 3,000 人を超えています。その中には、この町で職に就き活躍していらっしゃる方もおられます。

以前の一般質問でも取り上げましたが、私はせっかく設備、教育環境も充実した高校が町内にあるのに、町内の学生が往復 2 時間ものバス通学に時間を取られ部活もできないのはあまりにももったいないと思い、町内の学生に限って特例として通学が可能にしたいだけないかと考えていました。

吉備高原学園高校では開学当初は定員を上回るほどの状況でしたが、最近は少子化に加え、通信高校の台頭もあり生徒募集に苦戦していらっしゃる伺い、そこに付け込んだわけではありませんが、町としても学園側、そして設置者である県に対して強く要望していただきたいをお願いをしてきました。

その願いがやっとかない、来年度からは正式に町内の生徒限定の通学制度が認められました。もちろん寮に入ることも可能です。町長には制度開設のため難しい交渉を何度も重

ねていただき大変な御尽力をいただきました。心から感謝しています。

ここで、今の思いやお気持ちを聞かせていただきたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

吉備高原学園高校の新たな出発といいますか、そのことでございますが、以前、県立の吉備北陵高校が県のあのような方針で廃校ということになりました。そのときは大変町民と皆さんひとしく、寂しい思いがございました。

そうした中で、町内では唯一の高校が全寮制の吉備高原学園高校だけとなりました。町内の子どもたちは高校の選択肢が大変狭まって大変不安にも思い、迷惑もかけたところでございます。

そうした中で、議員各位の御尽力にもよりまして、また一番は吉備高原学園高校さんの御理解と御決断によりまして今回あのような認可をしていただきました。これによりましては、町内の子どもたちも選択肢が増えます。町内で通える学校ができました。大変うれしく思っており、学校の決断に感謝をする気持ちでいっぱいでございます。

○議長（西山宗弘君）

6 番、河上真智子君。

○6 番（河上真智子君）

町内で通える高校ができた、本当にそれがありがたいことだと思います。ぜひ町内の中学生の皆さんの進路選択の一助にさせていただきたいと思います。

昨年度、町と学園は教育連携協定を締結されました。今後、様々な活動を通じて教育と地域親交を結びつける取組を進めると伺っております。高校側はイベントや伝統的な祭りへの参加、ボランティアなど、多彩な活動を通じて地域との連携に尽力されており、以前よりは認知度も上がってきているように感じております。

また、探求学習による地域課題研究も毎回発表会を見せていただいておりますが、町外出身の学生の視点で見た新たな気づきにはっとさせられることもありますし、ここに町内出身の学生の視点が加わることもまた楽しみであると思っております。

様々な活動を通じて生徒と地域との交流を通じた町の活力向上と関係人口の拡大、地域行事や伝統文化の継承、発展への参画、将来的な地域産業、地域活動を支える人材育成へ

の寄与など、教育を通じた社会貢献を町と学校が共同して推進することによって地域社会の持続的発展に貢献していくことができるのではないかと考えております。

また、移住に関しても町内に通学可能な高校があることは町の行なっている手厚い子育て支援策の行き着く先として大きなアピールポイントではないでしょうか。高校の存在が町に与える価値に関してはどのように評価をされているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

河上議員の御質問にお答えをいたします。

御承知のとおり、吉備高原学園高校は町内で唯一の高等学校でございまして、以前から積極的に町主催の行事をはじめ、様々なイベントに参加をされ盛り上げに一役買っておられておりまして、町といたしましても大切な存在であると考えております。

また、令和7年2月に町と吉備高原学園高校とで地域振興、そして人材の育成、確保及び教育活動に関し連携していくことを目的とした協定を締結をして以来、さらに関係が深まっていると感じているところでございます。

具体的には、町のイベントでの生徒の出展、伝統行事への参加、また高校の探求発表会等への教育委員会事務職員等の参加など交流を深めているところでございまして、先ほど議員の御指摘でもありましたように、文字どおり新たな交流、地域の活力を醸成できていると考えております。

そして、吉備高原学園高校が町内の子どもたちの進学先の一つとなるようなことになれば、町内の子どもたちと全国から来られた生徒が力を合わせて新たな活気を町内に生み出してくれることとなり、町にとっても、地域住民にとっても大変ありがたいこととでございます。これからも学校と地域とがお互いにウィン・ウィンとなっていくパートナーでありたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（西山宗弘君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

本当に学校と町、地域がウィン・ウィンの関係であるように心から願っております。

では、通学制の導入に際して、学園側からは吉備中央町在住者に対する特別待遇制度として、町内の学生に関する大幅な負担軽減策の提示がありました。主なものでは、入学金半額免除、制服ブレザーや学習用タブレットの無償貸出しなどですが、保護者にはかなりの金銭的な負担軽減につながるものではないでしょうか。

しかし、逆に言えば学園側にはかなりの負担増ということです。そのために、学園側からはふるさと納税制度に復帰後はふるさと納税を活用した支援枠の新設をしてほしいとの要望書が提出されています。高校の環境整備、学習支援体制の充実、地域との連携推進などに活用したいとの要望が盛り込まれています。町としても町内唯一の高校であることを考慮し、前向きに検討し要望に応じていくべきであると考えますが、これに関してはいかがでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大月協働推進課長。

○協働推進課長（大月道広君）

いわゆるクラウドファンディング型ふるさと納税に当たるものと考えます。現在のところ、特定の事業を対象項目として運用化することは町の主要施策との適合が必要であり、町全体の方針及び議会の承認も必要となってくるものと考えております。町がふるさと納税指定団体に復帰の際には町内唯一の高校でもありますので、様々な支援の方法を検討していく必要があるかとも考えているところでございます。

○議長（西山宗弘君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

ぜひふるさと納税にも復帰していただきたいですし、そのときにはぜひともこの案を中に取り入れていただきたいと心からお願いをいたします。

来年度からの町内学生の通学制度新設に併せて、通学化手段の確保も今から検討していくべき課題の一つではないでしょうか。

高校側からは、通学手段は徒歩、自転車及び保護者の送迎を原則とすると伺っています。しかし、通学の便を考えるとバスなどの利用ができるほうがより便利ではないでしょうか。始業時間に合わせたへそ8バスやデマンド型タクシーの時間調整や回数券、学生定

期券などの対応は早いうちからの検討が必要だと思いますが、こちらに関してはいかがでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

早川総務課長。

○総務課長（早川順治君）

河上議員の御質問にお答えいたします。

現在の巡回バスにつきましては、町外への広域交通との接続を考慮しながら運行時間の調整を行なっております。また、特定の利用者層に限定するのではなく、高齢者や学生をはじめ、幅広い年代の方が利用しやすい運行形態としております。

一方で、1周当たり約1時間を要する路線であることから、全ての時間帯において各交通機関との接続調整を行うことは難しい状況にあります。しかしながら、可能な限り利便性の向上が図られるよう、また通学する生徒の状況も見て、引き続き運行事業者と協議し運行内容の改善を研究してまいります。

○議長（西山宗弘君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

なかなか路線バスとの時間調整とかいろいろ難しい問題はたくさんあると思いますが、どうかよろしく寄り添ってやってください。

この制度によって生徒には通学の負担が減ります。放課後に部活動を楽しんだり、校内の無料の学習塾を使って補習や進学のための勉強に使う時間のゆとりが生まれ高校生活が充実すると思います。保護者にも送迎や日々お母さん方には大変なお弁当の準備などの時間が減ることから、時間と気持ちのゆとりが生まれることと思います。夏休みには町内の中学生と保護者を対象にしたオープンスクールが行われると伺っています。進路選択の参考にぜひ参加していただきたいと思います。

また、町民の皆様にも高校を知っていただけるように、広報紙とともに配られた学校開放事業、放課後クラブの案内を御覧いただいて一度参加してみたいと思います。

それでは、3番目の質問、重森三玲氏の顕彰活動について伺っていきます。

町内出身、または在住で活躍された方々はたくさんいらっしゃいますが、中でも岡崎嘉

平太氏と重森三玲氏は特に著名です。岡崎嘉平太氏に関してはきびプラザ内に常設展示館があり各種のイベントも催されています。立地のよさから町外からの来訪者も訪れやすく、また目的としていなくてもイベントなどで立ち寄った際にふらりと入れる気軽さもあります。

もう一方の重森三玲氏の記念館は吉川公民館の敷地内にあり、そこを目的として訪れる必要があります。同じ郷土の偉人でありながら多くの人にその業績を伝えることに関しては、残念なことに差が生じているように感じられてなりません。

重森三玲記念館では地元、吉川地区の有志の方々が交代で見学者の案内や接待を行なっているようです。しかし、年とともに高齢化が進み、当番を務めることが難しくなり引退される方も出てくるようになり、後継者の確保に苦慮されています。

そこで、後継者を増やすために3月13日に吉川公民館で重森三玲をもっと知ろうという勉強会が開かれました。私も参加をさせていただきました。難波館長の詳しい解説を聞きながら、日本各地に造られた庭園や業績について学ばせていただきました。同じ町内に生まれ育っていても地区が違っていると何も知らないままだったことに私自身驚きました。

三玲氏が手がけた庭園や茶室は、残念なことに失われたものもありますが、全国で約200か所、そのうち町内には天籟庵とその庭園、小倉邸の曲寫庭と西谷邸の旭楽庭、賀陽庁舎の友琳の庭があり、そのほかにも生家跡の松籟園や大村寺の功德庵など、多くのものが残されています。個人所有のものもあるため検討も必要ですが、後世に引き継ぐべき貴重な文化財としてこれらを合わせ町内、吉備中央町の重森三玲庭園保存地区、または名勝として指定することはできないでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

中山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（中山 仁君）

それでは、お答えいたします。

国指定の名勝については現在、国内で433件が指定を受けており、主なものとしては山梨県の富士五湖や石川県の兼六園、岡山県内では岡山市の後楽園、津山市の衆楽園、町内では豪溪が総社市分と合わせて指定されているところでございます。

指定の基準については、芸術上、鑑賞上、価値が非常に高いものとされており、文化財保護法に基づき文部科学大臣が指定することとなっております。指定には国や自治体の調

査研究が必要となりますが、非常にハードルが高いものではないかと想定しているところでございます。

天籟庵の茶室については、平成11年に国の登録有形文化財に指定されておりますので、引き続き他の関連施設も併せて適切に管理していくよう努力してまいりたいと考えており、名勝としての指定については今後慎重に研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（西山宗弘君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

なかなかハードルは高い、それはもう分かってはいるんですが、ぜひ研究を続けて、保存方法を含めてよく持続できるように心を砕いていただければと思っております。

そして、1つ苦言を呈せば、せっかくの勉強会でしたが担当課である教育委員会からの参加がなかったのは私としては非常に残念でした。今後またそういう勉強会がありましたら、ぜひ教育委員会の皆様も御参加いただきたいと思いますと思っております。よろしくお願いします。

吉川にある記念館には毎年多くの来訪者がいらっしゃいます。コロナ禍を経て、来訪者数は以前より多少減少してはいますが、県外や海外からの訪問も多くあります。例えば、5月24日を見てみると、この日の来訪者数は19名、いずれも県外からの方でした。海外からのインバウンドも少なくはないそうです。

ここで、1つネックになるのが移動手段です。車であれば特に問題はないのですが、岡山駅や空港からの移動手段は使いやすいものとは言えません。バスを利用してもきびプラザからではタクシーが必要になり、空港からだレンタルカーかタクシーを利用するしかありません。これでは記念館の後に賀陽庁舎の友琳の庭を訪ねようとしても、また移動手段を考えねばなりません。

以前、海外からの訪問客が吉川から豊野の賀陽庁舎に移動するために冬の寒い中でロードバイクを使われていたことがあったそうです。せっかく町を訪ねていただいているのですから、ゆっくりと巡って鑑賞していただきたいと思います。例えば、予約制の周遊バスやタクシーの導入は検討できないのでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

早川総務課長。

○総務課長（早川順治君）

河上議員の御質問にお答えいたします。

駅や空港からの移動の不便さの解消に加え、町内移動への配慮も必要であると認識しております。一方で、現在の公共交通、既存の路線バス事業者による運行体制や広域路線との接続、運転手不足、運行経費など様々な条件を抱えながら成り立っております。特に、運行時間や運行路線の見直しにつきましては町単独で直ちに対応できるものではなく、実施に当たっては非常に高いハードルがあるものと認識しております。

そのような中でも移動手段の確保は重要な課題であることから、今後も関係事業者と協議を行い、また以前近隣市と連携して取り組んだカントリーバスのような観光面からのアプローチも研究しながら実現可能な利便向上に努めてまいります。

○議長（西山宗弘君）

6 番、河上真智子君。

○6 番（河上真智子君）

今課長も言われたように、前、運行されてたカントリーバス、あれはワンコインで堪能できる重森三玲氏の庭園巡りという企画と連動していましたので、こんなのがあればいいなと思っています。

そして、高梁市には同じく三玲氏が策定した驢庵露地、東氏庭園があります。共同して新しい周遊プランをつくるのも一案だと思います。ぜひこちらも検討していただきたいと思います。

先ほどは車であれば問題ないと言いましたが、こちらもよく点検すると幾つか改善の余地があると思います。総社から岡山道を吉備中央町に向かって走っていると三玲氏の大きな看板が出迎えてくれます。最近はカーナビを使って来られるので迷子になることはまずないと思いますが、できれば賀陽インターチェンジの出口のところの三差路にも来訪者を迎える大きな看板が欲しいところです。

ナビを使って記念館に向かっていくと、吉川八幡宮先の変形4差路に着きます。しかし、初めて行く方にはここが分かりにくいポイントだと言われます。記念館は吉川公民館の敷地にありますが、下からは見えません。案内看板を設置したほうがより親切ではないでしょうか。また、町のホームページにも記念館は吉川公民館と同所であると表示していただきたいと思いますが、この点に関してはいかがでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

中山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（中山 仁君）

それでは、お答えいたします。

教育委員会といたしましては、道路上に案内標識を増やすことは、現在のところは検討はしておりませんが、重森三玲の世界というパンフレットに分かりやすく経路が記載されておりますので、これを町ホームページで公開し、利用者が円滑に施設へ到着できるよう、改めて丁寧にお知らせをしていきたいというふうに考えております。

○議長（西山宗弘君）

6 番、河上真智子君。

○6 番（河上真智子君）

迷子にならないように、最後のところで迷子にならないようによろしくをお願いします。

では、奥深い日本庭園の芸術性の評価が高まるにつれて、三玲氏の業績は海外でも高く評価されるものとなっています。そのため、見学を目的として訪れるインバウンドも少なくはありません。

せっかく遠くから我が町に来てくださった来訪者をもてなすためにも、現在作成済みの英語のパンフレットだけではなく、天籟庵や友琳の庭への英語版の説明用DVDなどの設置、できれば岡山駅や空港などへも案内パンフレットやポスターなどの設置をお願いしたいと思いますが、こちらに関してはいかがでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

中山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（中山 仁君）

それでは、お答えいたします。

議員おっしゃられたように、記念館では重森三玲の世界の英語版パンフレットを設置し外国人旅行者への対応をさせていただいてるところでございます。現在、外国人来館者数を見ますと、令和7年度の記念館来館者数のうち、外国人の方につきましては1%未満というふうになっております。

議員御提案の外国語での紹介動画については、もちろんあればより充実した施設になる

んではないかというふうに考えておりますけれども、来館者数の現状と費用面のほうを鑑みますと、今後の導入についてはちょっと慎重に検討していくことが必要ではないかというふうに教育委員会のほうでは考えているところでございます。

○議長（西山宗弘君）

6 番、河上真智子君。

○6 番（河上真智子君）

費用は確かにかかるかもしれませんが、今後を見越した対応も必要だと思いますので、ぜひ御検討ください。

三玲氏が本名の計夫から三玲に改名されて約100年がたちました。1925年の日記には、改名がとうとう許可されたので今日改めて役場に届出に行き、最初の戸籍抄本をもらってきた。これで計夫という名前を捨て、自分でつけた三玲を用いることができる。本当にうれしいと手記されています。吉川地区ではそれを記念して生誕100年祭としてパネルディスカッションの開催はどうかなどの検討がなされていると伺っています。

町の偉人である三玲氏ですので、吉川地区だけでなく町、特に文化振興を担当する教育委員会や観光振興を担当する協働推進課にはぜひとも大きく力を貸していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

中山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（中山 仁君）

それでは、お答えいたします。

地域住民の皆様によりまして、記念すべき生誕祭の企画が進められていることに深く敬意のほうを表させていただきます。

どのような企画が進められているのか、現在ちょっと詳しくは承知はしておりませんが、生誕100年という貴重な節目に際し広報及び周知等の呼びかけや観光協会などの関係機関への橋渡しなど、できる限りの協力は行なっていきたいというふうに考えております。

○議長（西山宗弘君）

6 番、河上真智子君。

○6 番（河上真智子君）

できるだけ、また吉川の有志の会のほうから御連絡はあると思いますが、御協力のほうよろしく願います。もちろん協働推進課さんもどうかよろしく願います。

今後とも三玲氏の業績を広く町民の方々に知っていただく活動がなされるように希望しております。特に、次代に継承していくためには小・中学生からの啓蒙活動が必要だと思います。

吉川地区では小学生を対象に紙芝居を活用して三玲氏の活動の紹介が行われてきました。しかし、紙芝居のナレーションも録音したものがあればいつでも気軽に使えるのではないかという意見が出ました。そこで、公民館の依頼に応じて吉備高原学園高校の有志の生徒さんにより今、録音が進められています。

現代では映像化したものや動画であるほうがより受け入れやすく、SNSを通じた配信ができ、多くの人の目に留まりやすい利点を考えると、こちらはやはりアニメーションとかを使ったもののほうがもっと効果があるのではないかという話も出ました。

その点を考えて、吉川公民館では吉備高原学園高校の漫画、アニメーションコースの生徒さんたちに制作協力を依頼されています。ただ、製作費用に関してはなかなか捻出が難しいとのことで、公民館側からは、ここは町の協力を仰ぎたいとの意向もあるようです。町のSNSを通じて配信されれば国内外からの新たな交流人口が生まれるきっかけにもなると思います。ぜひお力を貸していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

中山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（中山 仁君）

それでは、お答えいたします。

動画製作の構想については、若い世代を対象とした動画であればSNSを通じた新たな感性による広報を行うことで若い年代層の獲得に非常に効果的ではないかというふうに感じているところでございます。町としまして、町公式SNSの活用などにより積極的に協力をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（西山宗弘君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

協力はありがたいのですが、制作費用のほうの協力は、もう一步踏み込んでどうでしょ

うか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

中山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（中山 仁君）

費用面については今後検討させていただきます。

以上です。

○議長（西山宗弘君）

6 番、河上真智子君。

○6 番（河上真智子君）

町長、いかがでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

町の大事な文化財を後世に残すというのは大変大事な活動でございます。そして、またそれを地域の方が率先してされるということも大変ありがたい話でございますので、今、教育委員会の事務局長が言いましたとおり、前向きに検討をしていきたいと思いをします。

○議長（西山宗弘君）

6 番、河上真智子君。

○6 番（河上真智子君）

今制作も進んでおりますので、ぜひ早めに前向きな検討をお願いしたいと思います。

では、賀陽庁舎の友琳の庭ですが、これは1階から平面で見たのではそのよさが分かりにくいと思います。私が議員になってありがたいなと思ってることの一つに、いつも2階から美しい庭を見られることです。私たちは本当に四季折々に議会棟や渡り廊下から湧水の湧く、美しい庭を眺めているのですが、一般の来訪者は案内がないとなかなか渡り廊下まで上がって見学できることを御存じないのではないのでしょうか。

数年前にも一般質問でこのことについて触れたのですが、状況は変わっていません。加えて、今年度から総合案内も廃止されたのでなおさらだと思います。

私は今回の勉強会で友琳の庭は永遠のモダンと称されるデザインもさることながら、

4 2 か所ものの湧水口が設けられ、さざ波が立つように設計されているなどの説明を受け、見慣れているはずの眺めが学ぶ前と学んだ後では感じ方が違うように思いました。せっかく見学にいらっしゃった方々に庭の景色を堪能し満足していただくためにも、玄関前、1階のロビーと階段、2階から渡り廊下に向けてと、それぞれの箇所に分かりやすい案内表示を設置していただきたいと思います。

そして、日本語、英語での解説用のDVDも放映しながら見学していただければ、職員に案内の手を煩わせることなく庭の成り立ちや風景、三玲氏の業績などを紹介できるのではないのでしょうか。土日祝日などの閉庁日の開放も含めて、ぜひとも今後取り組んでいただきたいのですが、こちらはいかがでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

早川総務課長。

○総務課長（早川順治君）

友琳の庭は近代日本庭園の傑作と言われている重森三玲先生の作品であり、この庭を目的に庁舎を訪れる方は少なからずおられます。現在、吉川の重森三玲記念館では、日本語版のDVDにはなりますが、友琳の庭に関する内容が放映されております。

議員御提案の放映につきまして、庁舎棟1階の玄関にありますデジタルサイネージで放映することにより庭の魅力をより広く伝えることができると考えております。また、先ほど御質問にもありました動画につきましても、このサイネージを利用して放映することもできると考えております。

また、賀陽庁舎と議会棟をつなぐ渡り廊下からの景観を楽しんでいただくため、案内表示も必要であれば設置や表示方法、費用面等の検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（西山宗弘君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

ぜひこのいい庭を皆さんに見ていただきたい。どうか御協力をお願いしたいと思います。

先日も暑い中で有志ボランティアの皆さんが生家跡の草刈りなどの整備作業をされました。整備活動は年に数回行われていますが、高齢化で参加人数も少なくなる中での献

身的なボランティア活動には本当に頭が下がるばかりです。今まで心を込めて顕彰活動をしてこられた吉川地区の有志の方々に感謝するとともに、地域の方々だけに負担をかけることなく今後の活動が継続できる方策を考えていかなければならない時期に差しかかっているのではないのでしょうか。

また、観光協会のユーチューブでも紹介されていますが、個人のお庭の維持も管理には相当の手間暇がかかっています。その努力に深く感謝するとともに、それを当たり前とせず、何らかの援助があってしかるべきだと思います。

町として主体的に人員や資金面など多方面で顕彰活動に取り組むのはもちろんですが、三玲氏の業績は私たち町内に住まう者より町外、海外に住まわれている方々の認知度のほうが意味高いのかもしれないことを勘案すると、これからは県や振興局、県観光協会にも働きかけ、補助金の活用なども含めて共同してインバウンドを含めた観光振興、交流人口の増加に向けた活動を含め展開していくのも一案かもしれないと考えています。このような取組に関してはいかがお考えでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

中山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（中山 仁君）

それでは、お答えいたします。

知見を有するボランティアの方々による日頃からの温かい心でのおもてなしについては、観光振興にとって欠かすことのできない極めて重要なことであると認識をしております。現在の組織の設置当初の経緯等を勘案しながら各関係機関と連携し、将来にわたって知見を有する地域の方々による活動が意欲的に継続できる方策を研究してまいりたいというふうに考えております。

○議長（西山宗弘君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

岡山桃太郎空港はインバウンドの増加に対応すべく空港施設の改良を検討されています。完成後はより多くの方々が訪れることだと思います。多くの方の目に触れるように、できることならデジタルサイネージなどでのPRもお願いしたいと思います。

また、先日も台湾からの高校生の教育旅行の一行が農家民宿体験に来られていました。

町ではSNSを通じての発信とともに旅行会社を通じた宣伝をされており、その効果で台湾をはじめ、香港やシンガポール、ヨーロッパ諸国からの個人客、団体客の訪問が増えているそうです。

町を代表する偉人である三玲氏の作品をゆっくり鑑賞していただくとともに、町内の農家民宿を利用した農村体験などを通じて滞在型観光で我が町のよさをもっともっと知っていただきたいと思います。そのためにも、町外、町内での移動手段の整備にも一層取り組んでいただきたいと思います。

もちろん、来訪者の対応に当たられている吉川地区の負担の軽減策についてもより真摯に、かつ早急に対応策の検討をお願いしたいと思います。吉川地区の状況と要望に耳を傾け話し合い、今後も持続が可能な対策を打ち出していただきたいと心からお願いをし、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

これで河上真智子君の一般質問を終わります。

順次発言を許します。

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

8番、山崎誠です。議長の御指名をいただきましたので質問をさせていただきます。

今回は買物環境の整備、それから道の駅かような整備、それから外来特定生物についての対処、それから町長の公選法違反報道についての質問をさせていただきます。

一問一答方式で行いたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

まず、買物環境の整備といいましょうか、設置の見通しと進展についてお尋ねをしたいと思います。

先日というのは3月5日なんですけども、最初の買物施設に関わるPFI・DBOの説明会、DBOというのはもう言うまでもなくデザイン・ビルド・オペレートの略でございますけども、そのコンサルの会社から説明がありました。幾つか初めて聞くことがたくさんあったんですけども、推進母体についてまずお尋ねしたいと思います。

ここに①、②、③と質問事項を分けておりますけども、時間の関係もありますので、この①協議会は設置されたのか、②協議会委員の構成、今までなされている協議内容及びこれからどの程度の設置期間を目安としているのか、併せてお答えいただければと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

荒谷定住促進課長。

○定住促進課長（荒谷哲也君）

それでは、8番、山崎議員の御質問についてお答えいたします。

まず、1つ目の協議会は設置されたかという御質問についてでございますが、町では吉備中央町の重要な課題である買物環境を改善するため吉備高原地区に買物施設の建設を検討しております。お尋ねの協議会につきましては、去る5月26日に吉備高原複合施設の建設を進める会として発足したところでございます。

2つ目の協議会委員の構成についてでございますが、協議会は議会や商工会、観光協会や地域の公民館長、また関係課の職員などで構成されております。

3つ目の協議内容及び設置期間の目安ということでございますが、協議会では本部に加えて公共施設、また店舗、誘客、さらに資金部門の3部門に分かれおのおの必要な内容について協議を行なっていくこととなります。

また、設置期間につきましては、当該施設がオープンするまでの期間を想定しております。

以上でございます。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

2番目の協議委員の構成の団体は分かりましたけど全体人数は何人でしょうか。

それから、3番目の設置期間の目安ではオープンするまでの期間とお答えがありましたが、それは大体いつ頃を想定されているのでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

荒谷定住促進課長。

○定住促進課長（荒谷哲也君）

お答えいたします。

まず、建設を進める会の構成人員でございますが、本部9名、それから公共施設部門6名、店舗誘客部門5名、資金部門4名の構成で進めさせていただいております。

それから、建設の見通しでございますが、令和１２年度を目指して今検討を進めておるところでございます。

以上です。

○議長（西山宗弘君）

８番、山崎誠君。

○８番（山崎 誠君）

大きな２番目の設置される施設の概要等々についても今のお答えの中で一部触れられておりますけども、さらに詳細な部分があればお答えいただきたいんですが。

３月５日の研修会、私も参加させていただきました。様々な全体像、ＤＰＯ方式のやり方とか、その施設の運営に関することとかの説明がありましたが、まず①の施設全体のコンセプトについては、先ほどのお答えの中にも多機能というような印象で受け止めましたけども、先ほどの３部門以外にもうちちょっと細かいというか、詳細のことが計画されているようでしたらそのあたり、防災のことについては言及がありませんでしたけども、そのあたりも検討されていたら、全体のコンセプトについてももう少し丁寧に御説明をいただきたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

荒谷定住促進課長。

○定住促進課長（荒谷哲也君）

御質問にお答えいたします。

施設につきましては、多機能、店舗だけではなく公共施設も含めた機能を多くしたものとして運営を検討しております。具体的に言いますと、買物施設だけではなく、例えば地域の公民館などの地域コミュニティー、そして可能であれば防災機能、そういったことも兼ねるような検討を進めてまいりたいと思っております。

○議長（西山宗弘君）

８番、山崎誠君。

○８番（山崎 誠君）

言葉で言えば多機能なんですが、先ほども触れた防災拠点であるとか、あるいはその今現在あそこの、吉備高原ということも少し述べられましたので、キッズパークであるとか、あるいは図書館であるとか、そういうことについては何か御検討されているんでしょ

うか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

荒谷定住促進課長。

○定住促進課長（荒谷哲也君）

お答えいたします。

今現在、隣の商業施設のほうにキッズパークとか、それから吉備中央町の吉川支所がございます。こういった既存の施設も含めて検討はしておりますが、最終的に新しくできる多機能の施設と、それから既存の商業施設、こちらがお互いに相乗効果を持ってにぎやかなことになるように、そういったことを目指しております。

○議長（西山宗弘君）

8 番、山崎誠君。

○8 番（山崎 誠君）

まさにそうですね。相乗効果を生むための施設になれば大変よいと思います。

②の資金調達の方法でありますけども、DBOの場合はPFIと違って一応公共が先に行うということですけども、5 日にも説明がコンサルからございました。資金調達の方法についての枠組みなどについては既に議論は始まっているのでしょうか。

ちなみに、5 日に私も質問しましたが、例えば地域住民の出資、債券、地域住民から集めるというようなことで地域密着型にする一助とするような方法もあるんだということも御説明がありましたが、そのあたりの資金調達の具体的な方法については既に道筋というのは検討されているのでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

荒谷定住促進課長。

○定住促進課長（荒谷哲也君）

お答えいたします。

資金調達に関しましては、議員申されたとおり、国の交付金やクラウドファンディング、そして起債、また非常に仕組みづくりが難しいことではありますが住民出資、こういったこと、可能な手段に関して先ほどの協議会の資金部門のほうで検討しているところでございます。

○議長（西山宗弘君）

8 番、山崎誠君。

○8 番（山崎 誠君）

これから枠をつくっていろいろこれから検討されるということでした、資金については。

続いて、施設の場所について、先ほど吉備高原ということをお答えになったと思うんですが、具体的に吉備高原のどの辺りにつくるかとかというようなことも既に検討は始まっているのでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

荒谷定住促進課長。

○定住促進課長（荒谷哲也君）

お答えいたします。

施設の場所につきましては、きびプラザ向かいの県有地のほうを検討しております。そして、今現在、所有者の岡山県との協議を開始したところでございます。

○議長（西山宗弘君）

8 番、山崎誠君。

○8 番（山崎 誠君）

では、④の質問ですが運営について、DBOというのが初めてなのでどのような具体的な運営主体になるのかというの、ちょっとイメージできないんですけども、自治体は関与するのか、運営に関してですよ。自治体は関与するのかどうか、資金だけではなくて。それから、商工会、特に地域住民、計画には参画してるお答えでしたけども、運営にも参画してるのかどうか。それから、専門的な店舗経営とかについてもそういう民間の企業なんかも運営に関与するのか、そのあたりの枠組みはどのように検討が始まっているのでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

荒谷定住促進課長。

○定住促進課長（荒谷哲也君）

お答えいたします。

まず、当施設の推進につきましては、先ほど議員もおっしゃられましたとおり、DBO、デザイン・ビルド・オペレート、設計、建設、運営を一括して委託する方式の実施を検討しております。

運営に関しましては、その業務を受託する特別目的会社が担うことになる予定でございます。町、あるいは商工会のそれぞれの団体でございますが、この委託の仕様のほうに極力こちらの思いとかそういったものを仕様のほうに検討して盛り込んで審査のほうへ出していくような形になることを想定しております。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

特別目的会社をつくるということですが、ちょっと細かいことは私ももう少し研究して再度、今日ではない機会に後日質問したいと思いますが、この特別目的会社というのは今案内のありました協議会がそのまま移行するということ、法人格特別目的会社をつくって、その団体が移行する形になるのか、新たに特別目的会社というものが新たに募集して設置されるのか、そのあたりの見通しはどのように検討されているのでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

荒谷定住促進課長。

○定住促進課長（荒谷哲也君）

お答えいたします。

特別目的会社でございますが、こちらは民間のほうで設計、それから建設、運営のほうを一気通貫で行なっていただける、そういった民間の特別目的会社を募集することになります。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

後で研究すると申し上げました、この特別目的会社というのは法人格を持つ会社になるのでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

荒谷定住促進課長。

○定住促進課長（荒谷哲也君）

お答えいたします。

法人格を持つ組織になると認識しております。

○議長（西山宗弘君）

８番、山崎誠君。

○８番（山崎 誠君）

いろいろ概略をこれから詳細詰めていかれると思いますが聞きまして、ちょっとこれは意見なんですけども、今のような多機能型の施設について人のにぎわいをつくるということであれば、私はこれ予算は承認しましたが、津賀小学校に恐らく３億円を超える金がこれから投入されると思うんですが、先々のいろいろと考えたら、むしろ吉備高原にここに図書館等々も含めて１０年先を見越したにぎわいづくり、多機能型のそういうものを造ったほうがより資金面でもいいのではないかということで、またそれは予算を認めておりますのでどのように進展、津賀小のほう進展するか分かりませんが、ちょっと検討に加わるようであれば、そのことも併せてお願いを申し上げたいと思います。

続いて、先ほどの特別目的会社とも関連がありますが、地元では大変購買力の全体が、パイが少なくなつて、商工会に加入するそれぞれの地元業者も大変厳しい環境にあります。もしこれができますと地元業者にもある一定の分散というか、奪い合いといったらちょっと強過ぎますけども、そういうふうなことが起こるとしたら、より地元商工業者が廃れていく可能性もあるのではないかと、やっぱり相互にウィン・ウィンでなるのが一番いいわけで、このようなことについての従来の地元の商工業関係者との連携、調整は、先ほど商工会も委員の中に入られるということでしたけども、これはどのように連携、調整を図られるのか、具体的に何かお考えはあるんでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

荒谷定住促進課長。

○定住促進課長（荒谷哲也君）

お答えいたします。

まず、当施設は町民皆様も対象としておりますが、近隣市町の方々、また空港利用者をはじめとした観光客も視野に入れており、現在、町外に流出している消費を戻すのみでな

く町外からの来客増加も目指しております。全体のパイを大きくしていくことで相乗効果を目指し競合の発生を最大限避けるようにできたらと考えております。また、既存の事業者の皆様も本店舗に参加することや連携も可能であると考えております。ぜひ参加や連携について積極的に御検討いただけたらと思います。

いずれにしても、協議会に商工会も属していただいておりますので、そういった件につきましても一緒に検討を行いながら進めてまいりたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

今質問した内容については大変これは歴史的にも難しい問題があります。全体的に少子・高齢化、あるいは人口減少が続いていて、かつての本店法というものができて郊外型の大きな施設ができました。それが私は大きな影響があると思いますけども、私たちが育った地元の、いわゆる商店街などが本当に廃れてしまっている。今も岡山も倉敷もそうですけども、そういうことになって地元の活気が失われている。外から来た人だけ繁栄して地元の活気が薄れるということの、これはもう本当に知恵を絞らんといいんと思いますけど、その点についてやっぱり地元で頑張っていけ地元でこれから定着していこうとする商工業関係者とのお互いに暮らしていける、やっていけるようなそういう関係の運営というものを、これ本当に知恵がいると思いますけども、特段にそこに注視をして進めていただきたいと思います。

私も商工会に加盟しておりますので、そのようなことも今後、本当に地元でやられてきた、地元に着した商工業者がやっていけるような、そういうこともこの施設を通じて逆にプラスになればいいなと思っておりますので、仕組みづくりについてもそのことをお願いをしたいと思います。

続いて、道の駅かようの整備についてでございます。

道の駅かようはもう申すまでもなく、平成12年、2000年にオープンし、2015年に道の駅に登録されております。これは岡山県で最初に開業した道の駅円城とともに吉備中央町ランドマークとして多くの方々に親しまれております。

これ前の町長の時代にも、もう十五、六年、もうちょっと前になるかな、要望したんですけども、進入路とか駐車スペースに難点があります。その後、私がずっと言っていたことがまた別の形で今、小高い丘が撤去されておりますけども、そのあたりについて今後の整

備とか、見通しについてお尋ねをいたします。

まず第1に、駐車スペースについてございますけども、現在、今ある道の駅交流施設の南側のあずまやの丘を削っております。これは駐車スペースとして確保されるというふうに聞いておりますが、今現在、半分程度が削られております。フラットになってるんですが、何の整備もされておられませんし、案内板もありません。この丘について、今の小高い丘、あの丘の全体的な利用計画、全部削ってフラットにするのかどうか、あるいはこの後に駐車スペースになるのかどうか、この整備期間はいつ頃に想定されるのか、大きな駐車スペースの拡張についての①、②、③も併せてお答えいただければと思います。

○議長（西山宗弘君）

大月協働推進課長。

○協働推進課長（大月道広君）

それでは、御質問にお答えいたします。

議員御指摘の場所は令和5年度に県道整備事業に使用するため、必要に応じて土を撤去していくとされており、計画当初の県との協議記録では、最終的には全ての土がなくなる見込みとして進められていたとのことでした。しかしながら、現在に至るまで最終の段階には至っていないのが現状でございます。

また、御指摘の場所は約半分が県所有の土地であり、地目も公衆用道路でございます。町が全てを利活用するには舗装整備等も必要と考えられ、県から買い入れるなどの対策が生じるものと考えております。このことについて、現在のところ土地購入などの協議は具体化しての進捗はございません。

また、現在の県の完了の時期はいつ頃になるかということでございますが、県から得た情報では令和9年度中をめどに残土利用が終了するとのことでございます。

一方で、平たんになるまで全ての土を撤去するかどうかは残土の量及び土質を把握していないことなどから明確には答えられないとのことでした。あわせて、コンクリート塀、ブロック塀などの部分についての撤去は行わないとの回答でございました。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

県との関係もいろいろあるようですけども、最後に述べられた擁壁等々の撤去はしないという答弁だったと思いますが、このあたりは県と協議をして、先ほど答弁のあった様々

な問題、県との協議が必要な様々な問題を町としてあそこを全てフラットに整備するというもののプラン、町が主導的にやるということのお考えはいかがでございましょう。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大月協働推進課長。

○協働推進課長（大月道広君）

議員御質問のように、今後県が利用が完了した後にどのように整備するかについては町の方針としては具体的に決まったものはまだございません。町全体での政策や限られた町の財政面における優先度などから判断していくことになると考えております。

○議長（西山宗弘君）

８番、山崎誠君。

○８番（山崎 誠君）

思ったよりも計画というかプランニングができてないんだなということでちょっと、半分ちょっと驚いてるんですが。

この次の進入路の質問と３の施設更新についても関連があるんですが、その進捗、今の駐車スペースの撤去についての進捗については様々な問題があるし、ちょっと遅いなということと、県の協議も町が主導を持ってやってないということのように受け取りました。

このことに関連して、全体的な計画について少しそういう観点から次の進入路についてもお尋ねします。

施設、道の駅かようを含む様々な交流施設について、４８４号線に隣接をしております。最近、車の往来も頻繁になっておりますが、これがダイレクトには入れずに迂回する構造になっております。これはこれで当初、私は存じ上げません。存じておりませんが、こうやって入れたほうがいいということがあったのかもしれませんが、大型のバス、トラックについてはあそこ大変ヘアピンカーブに入りにくいんです。この進入路が迂回してることもあり、かつ吉備高原側から来たときに道の駅の看板はあるんですけど、ばあっと通り過ぎた後に気がつくというケースもあるようです。

この国道４８４から、これ入ることは、この十数年前にしたときに公安委員会のほうも可能であるということを知っております。このあたりの全体の動線、車の動き、人の動きも考えて、４８４からダイレクトに入れるような進入路を私は造成すべきではないかと思うんですが、そのあたりについてお調べになってるのでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大月協働推進課長。

○協働推進課長（大月道広君）

それでは、御質問にお答えいたします。

国道からの入り口である大半の土地が国土交通省の所有であり、駐車場から国道までも高低差や傾斜もある場所がございます。過去の協議記録では、工事が可能となった場合でも現在の駐車可能範囲がかえって減少するなどの懸念点が上げられておりました。

議員御指摘のとおり、予算確保が可能となり、丘の部分を取得でき、駐車場としての工事が可能となった暁には、新たな進入路と一体的に工事を行うことが最も長期にわたり安全に施設を使用できるのではないかと考えております。

○議長（西山宗弘君）

8 番、山崎誠君。

○8 番（山崎 誠君）

答弁では具体的な手順等々についてはまだ全然手がついてないけども、イメージとしては直に入れたほうがいいというふうに受け止めました。様々な協議も、国との協議も必要だというようなことでもございましたけども、駐車場のスペースについても1 番目に質問した今通ってる丘の側、あの辺りをちゃんと整備すれば大型も、今本当に大型は狭いんですけども、確保できるのかと思いますので、あとの施設、建物についてはちょっと次に言いますが、屋外の駐車場、それから進入路についても今からプランニングをして関係機関との協議、調整も進めていただきたいと思います。

3 番目の施設の更新でございますけども、開業から26 年経過し、その間トイレの新設も屋外に、そこを利用される方が行きやすいようになりました。それから、地元の産品を置いてる交流施設や、それからレストラン等々もウッドデッキや簡易な屋根なども設置されておりますけども、やっぱり一部老朽化も見られます。

道の駅円城とともに町の顔であるし、インターの近くで484 に隣接してるということもありますので、全体的なイメージアップ、今の進入路のことも含めて全体的なイメージアップの工夫がさらに必要ではないかと。

以前、水車が今回っておりません。水車の再利用とか、それからこれからまだちょっとどこまで進むのか分からない、撤去してるその丘のこととか、そこにも木陰をつくると

か、ベンチを置くとか、様々なことについて利用者の声を聞きながらもう少しあそこを、あの丘を取れば結構スペースができると思うので、総合的、全体的な計画とともに今の施設についてのイメージアップ、あるいは新しい施設についても考慮するというか、計画することが必要ではないかと思うんですが、そのあたりの施設の老朽化に対する対応であるとか、新しい施設の増設であるとかということについては何かプランニングというか、お考えはあるんでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大月協働推進課長。

○協働推進課長（大月道広君）

施設の印象を高めるためには必要に応じて修繕等、必要なことは議員御指摘のとおりと考えております。そのため、これまでもトイレ棟の増設、直売所の改修、アイスやドリンク、弁当販売に見合ったオープンケースや冷凍機器の導入、エアコンの改修やレストラン、直売所の冷蔵庫や食洗機などの備品の更新なども必要に応じて行なってきたところでございます。

一方で、大規模な改善となると町全体での政策や限られた町の財政面における優先度など、担当課だけの判断では難しいこともございます。しかしながら、利用者の方の御意見や施設を運用する管理者の意見を取り入れ、改善すべき点については管理者が運用面において過度に負担がかからないように気を配りながら、調和が持てる範囲内での改善にこれからも努めてまいりたいと考えております。

○議長（西山宗弘君）

８番、山崎誠君。

○８番（山崎 誠君）

誠にそつのないお答えでございましたが、もちろん担当者だけの判断ではできないというのは先ほどのいろんな事情を聞いて、手続やら財源の問題があると思います。ただ、やっぱり担当者もちゃんと現地を見てそれぞれの頭でこういうことをしたらにぎわいが創出できるんじゃないかということをぜひとも考えてボトムアップ方式でいろんな工夫をしていただけたらと思います。

それから、これはもう本当に今の丘の撤去も含めて、１年、２年ではできないという感じを持ちましたので、期間は十分あるので全体的に道の駅円城とともにちゃんと町のラン

ドマークとして全国に知れるような道の駅に整備ができればいいなと思っておりますので、ぜひとも知恵を絞って、担当者の判断が上を動かすようにやっていただきたいと思います。

続いて、大金鶏菊の繁茂と対処についてでございますが、私もこれ本当少し前にこの大金鶏菊のことについてネットで調べたんですけども、最初の頃、何年か前、何かえらい春終わって夏前にきれいな花が咲くなと思っておりましたら、実はちょっと指摘があつて調べると、この花は非常に繁殖力が強くて特定外来生物に指定されているそうでございます。

特に、今年はにぎやかに道路の沿線には物すごい茂っております。今はきれいなんですが、農家の方に聞くと、やっぱりあれ枯れた後、割と始末に困るということと、それから後で申し上げますけども、これがもう本当にちょっと手を抜くと物すごい繁殖して他の植物を駆逐していくそうでございます。

その点、そういうことをちょっと前置きして、現在その大金鶏菊は町内でどの程度広がっているかというのもちっと漠然とした質問でありますけども、このあたり的大金鶏菊に関する特定外来生物のこの花に関する認識とか、広がり具合とか、それはどのように御認識をされているでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

宮田住民課長。

○住民課長（宮田慎治君）

それでは、8番、山崎議員の御質問にお答えいたします。

大金鶏菊がどの程度広がっているかの御質問でございますけれども、議員おっしゃるとおり、町内でもこの時期に道べりで多くの花を見かけております。

しかしながら、現在当町でどの程度広がっているかについては把握しておりません。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

これ誠に正直なお答えで、本当にそうだろうと。いやいや、それ揶揄してるのではなくて本当にそうだと思います、私もこのことをちょっと前から指摘があつていろいろ道路を走ってみると、今年は何かすごい道路の沿道にはもう繁茂しております。

それで、これが②の質問でありますけども、今は道路とか、あるところはまだ田んぼのそこまでのり面もう一面になっております。これが花を咲かせた後に大量の種をつけて、その前に対処しないともう至るところに広がっていくというような指摘をされております。このことについて、現在把握も十分でないとは思いますが、今後の今の方に至るこの大金鶏菊の繁殖力等々も研究していただいて、広がる前にいろんな対処が必要と思うんですけども、その対処方策等々については担当課では何か検討はされているのでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

宮田住民課長。

○住民課長（宮田慎治君）

それでは、対処方策は検討されているかとの御質問にお答えいたします。

大金鶏菊は特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づいて2006年に特定外来生物に指定されており、全国に分布しております。その対策方法については、同法の第2条の3に都道府県及び市町村の責務が規定されており、同条の第2項に市町村は当該市町村の区域における特定外来生物による生態系等に係る被害の発生の状況及び動向、その他の実情を踏まえ、都道府県の施策に準じて我が国における定着が既に確認されている特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のために必要な措置を講じるよう努めるものとするあり、岡山県の施策に準じて必要な措置を講じる旨の努力規定がございます。

現時点で岡山県においては大金鶏菊に対する措置は講じられていないとお聞きしており、本町においても同様ですが、今後も被害防止のために岡山県との連携を密にしていきたいと考えております。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

法律的にはそのように多分書かれてと思います。じゃあ、具体的に現状を見てどのような対策、あるいは対処を考えておられるのか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

宮田住民課長。

○住民課長（宮田慎治君）

どのような対策を担当課として講じるかとの御質問でございますけれども、この大金鶏菊は、先ほど言いましたように全国に分布しているということでありますので、全国的に対処をしていかないと大金鶏菊については縮小していかないと思っておりますので、先ほども言いましたが、岡山県の施策に応じて検討してまいりたいと思っております。

○議長（西山宗弘君）

8 番、山崎誠君。

○8 番（山崎 誠君）

それでは、国や県が動かないと町が動かないという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

宮田住民課長。

○住民課長（宮田慎治君）

そのように思っております。

○議長（西山宗弘君）

8 番、山崎誠君。

○8 番（山崎 誠君）

私は大変残念に思います。農業立町なので、やっぱりほかのいろんな植物が駆逐されてこれだけが繁茂したら、きれいかもしれませんがいろいろ問題があると思います。

あえて、もう調べて御存じと思いますが、法による規制については栽培や譲渡、それから移動、それから野外に捨てるなどの禁止ということをやっております。罰則についても、個人がそのようなことを、今の栽培や譲渡などをすると300万円以下の罰金というふうになっております。

それから、御存じと思いますが、岡山県では旭川堤防で国交省が抑制剤を巻くなどの実証実験をしております。具体的には、花が咲いて、あと枯れた後、種をつけて、それから植物がまき散らす前に対処しなさいということらしいんですけども、取りあえず私も、恐らく皆さんもそれほど危機感ないと思うんですが、広がってしまってからではこれ大変なことになるので、取りあえず私としては町民に対する周知、今のような栽培、譲渡、それから移動、販売、野外に捨てる、その花が咲いた後、特に危険なので、そのあたりの周

知をすべきだと思うんですが、広報とか通じて。そのあたりについてのお考え、取りあえず周知をする、この特定外来生物、大金鶏菊はこういう性質がありますよという周知をすべきだと思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

宮田住民課長。

○住民課長（宮田慎治君）

大金鶏菊についての対処といたしますか、周知をしていったほうがいいのではないかと御質問でございますけれども、今後そういったことに対しまして周知をしていくように検討を進めてまいりたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

8 番、山崎誠君。

○8 番（山崎 誠君）

続いて、大金鶏菊も今のままきれい、ある一定の時期、きれいなままとどまってたらいんですけれども、農家の方から後の始末が、枯れた後の、大変なんだと聞いておりますので、取りあえず周知方について検討して、こういう生物であるということについてお知らせをいただければと思っております。

続いて、町長の公職選挙法違反の報道についてでございます。

これ私だけではなくて多分ほかの議員さんも町長、御当人もそうだと思うんですが、報道以来、町民だけではなくて、どうも全国報道されたようで、町外からも本当に問合せがあります、どうなっとんだということで。実は、昨日、おとといもなんですけれども、7 時頃、家へ帰ってありましたら 10 時まで 3 件、それぞれ 1 時間ずつぐらい何かいろいろ聞かれまして、主な、簡単に言うと、大半は町長何をしとんならと。町政は大丈夫なんかというような御質問でした。

中には、書類送検の報道されたというだけで何か有罪のように思われてる方もいらっしゃるんで、それは違いますよと。それは、司法手続の問題について今、検察の判断がどうなるかということの段階なんですよということの有罪と決まってるわけではないということの司法手続の説明もさせていただいております。いずれにしても、町はどうなっとんやと、簡単にいうとそういう質問が多いので、改めてここでお尋ねをいたします。

この質問の前に、ちょっと町民の方にも御承知おきいただきたいと思うんですが、従

来、質問通告というのは昨日出して今日質問してるわけではないんです。大方の方は一般質問というのは通告制度であって事前通告するということは知ってると思うんですが、以前は議会初日のお昼まででございました。それが去年の12月議会から初日の3日前、土日を挟みますから大体5日ぐらい前が通告の締切りです。今回に限りますと、26日が通告の締切りでした。25日に報道がありました。その段階でこの質問通告を書いておりますので、その後のいろんな進展については十分ここに、質問通告に反映されておりましたが、そのことも御承知おきいただきまして質問をさせていただきたいと思います。

まず、事実関係から言いますと、5月25日朝、私は新聞で見たんですけども、町長が懇親会で一部の飲食費を支払ったとして書類送検された旨の報道があったんですが、この点については6月1日にも少し言及はされましたが、書類送検というのは事実なんでしょうか。

報道も、報道は誤報があってはいけませんけども、一応この公式の場で確認をしたいと思います。これは、書類送検というのは事実だろうと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

報道によりそのように把握をしております。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

この日、2年前ですけども、ちょうど2年前の6月議会で議事録も確認しましたが、私は特にこの日がPFA Sの立入検査のあった日で、記憶に間違いなければ4時から対策会議を開いた。そのことの危機管理が甘いのではないかという指摘を主には、2年前にはして御答弁をいただきました。

このときにも町長は、一昨年6月議会でも公選法に抵触するものではないというふうにお答えになっております。今も、書類送検の段階ですけども、この認識について町長は今現在どのようにお考えでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

現在、書類送検というような状況でございますので、この件に関しましては答弁は控えさせていただきます。

○議長（西山宗弘君）

8 番、山崎誠君。

○8 番（山崎 誠君）

捜査機関がそういうことを今やってるので、その点についてはと思うんですが、先ほど紹介した様々な問合せも含めて、やっぱりいろんなうわさが錯綜しております。やっぱり公職にある、しかも町のトップとして説明する責任はあろうかと思うんです。もちろん初日におわびの言葉も言われましたが、改めてその町政に対しての不信も生まれつつあるような気もするので、その説明責任についてはどのようにこの場で説明されるかを少し町民がそんなことはないよというようなことが納得できるような説明をいただければと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

議会初日に私が挨拶させていただいた気持ちはそのままでございます。それ以上につきましては今回は答弁は控えさせていただきます。

○議長（西山宗弘君）

8 番、山崎誠君。

○8 番（山崎 誠君）

今、書類送検された、軽々にここで個人的な見解というのは多分控えられとは思いました。その説明責任とともに、今もちろんこれは容疑に当たらないということももちろんあるわけで、そのことに関してやはり公職にある者として様々なそういうことのうわさとかが広がってることを考えれば、説明責任とともに、やっぱり説明とともにその責任、この有罪か無罪かということは別にして、町政を預かる責任者として、最高責任者としてそのあたりの責任については、その疑惑みたいないろんなうわさが広がってることについて

町政の不信を少し抱かれてることについての責任については町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

山本町長。

○町長（山本雅則君）

議会の初日に話した思いが全てでございまして、それ以上のことは控えさせていただきます。

○議長（西山宗弘君）

8 番、山崎誠君。

○8 番（山崎 誠君）

様々、今 1 万人切りしましたけども、町政というのは様々なもう、1 万人なら 1 万人の色、お考えがございましてなかなか運営も大変だと思うんですが、町政の不信を招かないようにひとつきちんと対応していただきたいというふうなことを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（西山宗弘君）

これで山崎誠君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ただいまから 1 1 時 2 5 分まで休憩いたします。

午前 1 1 時 1 3 分 休 憩

午前 1 1 時 2 5 分 再 開

○議長（西山宗弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

順次発言を許します。

5 番、丸山節夫君。

○5 番（丸山節夫君）

5 番、丸山です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、大卒 3 点、お伺いしてまいりたいと思います。

先ほど同僚議員のほうから質問の中でふるさと納税制度という、ここしばらくちょっと耳にしてないということで、ふとなかなか懐かしさといいますか、そういった思いも感じるところでありますけれども、そういったところで最初に農業政策の取組ということでふ

るさと納税対策、今後の米作り農家応援事業についてお伺いをまいります。

町は昨年6月、ふるさと納税制度の取消処分を受けたことにより、係る原因究明や再発防止策について検討すべく、町ふるさと納税検証会を設置されました。当該検証会では昨年10月から協議を開始され、本検証会の目的を果たすべく、誠実に作業を進めてこられたと認識をしております。

また、実効性のある8つの具体的提言を盛り込む最終報告書を今年2月20日付で町長へ提出され、検証会としての成果をまとめられたところであります。

今回は検証会最終報告に基づき、次の3点についてお伺いまいります。

1つ目の質問として、①検証会がまとめられた成果、客観的な指摘事項と8つの政策提言に対し、町長は今日、その内容をどのように受け止められており、また認識されているのかお聞かせください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

それでは、丸山議員の御質問にお答えをいたします。

検証会の委員の皆様におかれましては、お忙しい中、取りまとめていただき誠にありがとうございます。重ねて感謝を申し上げる次第でございます。

提言の中で示していただいたように、制度をやはり熟知した上で運用を行い、運用面で疑義等生じた場合には速やかに県へ助言を得るようにすることをいま一度心にとどめ、職員間でも連携してチェックを行う体制や検討、検証を行う場として推進会議を積極的に活用をまいりたいと考えております。

また、提言の中で寄附募集については返礼品の収穫前後に一定の規模で分割して運用するなど、返礼品不足の防止対策や、米についてはやはり天候不順等のときなどをしっかりと考えてその対策として品種の増加なども上げていただいたところでございます。今後は制度構築へつなげていきたいと考えております。

○議長（西山宗弘君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

当初、町長は、会見をちょっと拝見したところでありますけれども、会見におきまして

あくまでも中山間地域の農業を守るための施策であったと話されており、併せてとても残念な気持ちを表されていたと記憶をいたしております。その後、検証会の報告を受け、ルールに対する認識の甘さについての率直な反省と、早いうちに新たに復帰できるよう準備を進めるとの意向を示されております。

指定取消処分から再度、対象自治体への復帰を目指し再指定を受けるためには2か年の除外期間をただただ待つのではなく、綿密な準備が必要となります。

そこで、町長に再度お伺いいたします。

来年、春の国への再指定申請に向けて残り1年となりますが、町長が話された早いうちでの復帰に向けた準備についてはどのような具体的対策をまとめられ指示をされているのか、またされる予定なのか。そして、国、県へ対しましての改善計画や進捗の報告はなされるのかどうか、詳しい通告はしておりませんが可能な範囲でお答えをいただきたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大月協働推進課長。

○協働推進課長（大月道広君）

それでは、お答えいたします。

現在のところ、検証会でいただいた提言についてどのように制度構築へ生かしていけるかの検討を行いながら課の中で協議を深めているところでございます。

通告書の中で記載がありました専属組織の新設とチェック体制の強化等についてですが、まずチェック体制の強化については職員間で二重チェックや定期的なチェック体制を設けることなどによって運用を行なっていくことになると考えております。専属組織の新設については、町全体の組織や職員数にも影響することですので、この先、執行部との協議を深める必要があると考えております。

また、先ほど御質問の中にありました県等とのやり取りでございますが、現在も疑義点等発生した場合には県の担当課へ連絡し指導を仰ぐなどのことを重ねております。そのことから、次の復帰に向けて全力で取り組んでいるところでございます。

○議長（西山宗弘君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

制度復帰に関しましては組織体制や統治の強化、透明性は当然のことではありますが、今後特に総務省、県との折衝が重要視されると思います。最も誠実な対応で臨んでいただきますことをお願いいたします。

制度運用の再構築につきましてお尋ねしたいと思いますけれども、委員会の政策提言として提出されており、その一つに専属組織の新設として業務体系の見直しにより誤った理解による運用の防止、具体的にはふるさと納税班を新設し独立した班体制で運用に取り組むことと示されております。

また、この専属部署の新設につきましては、制度復帰に向けた準備段階、この2年間に於いて十分に機能する組織の構築がなされるべきものと捉えております。これに対する見解をお聞かせください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大月協働推進課。

○協働推進課長（大月道広君）

それでは、御質問にお答えいたします。

先ほどの答弁の中で上げさせていただいたように、まずチェック体制の強化については職員間で二重チェックや定期的なチェック体制を整えること、またマニュアル化すること等を考えております。

専属組織の新設については町全体の組織や職員数にも影響することですので、この先、執行部との協議を深める必要があると考えております。

○議長（西山宗弘君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

検証報告を踏まえた専属組織の新設やチェック体制の強化、提言の実行ということではありますが、この実務につきましては実際は今協議中と、これから協議をされるというような内容の話もお聞きしたところでありますけれど、この実際の実務というものは予定ではいつ頃から、例えばどこの部署が受け持つのか、またどのようなスタッフ体制であるのか、計画で進められる予定なのか、そういったところで説明いただける範囲内でお答えをいただきたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大月協働推進課長。

○協働推進課長（大月道広君）

それでは、お答えいたします。

現在のところ、指定団体取消し前の事業のような取りかかりであれば基本的には担当課は協働推進課として行なっていくように考えております。

○議長（西山宗弘君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

今後の動きとしましては専属部署の設置、新たなルールづくりに、県に対する改善計画なりの協議とか報告、そして最後には国への再申請というこの2年の猶予期間内での短期作業になるかと察しております。

非常に膨大な作業量と緻密な職務を短期間で多くの課題を同時に行わなければならないという事態が、町長をはじめ関係職員の皆さんの負担は非常に大きいと思います。御苦労も大変なものであろうかと推測しますが、ぜひともやり遂げていただきますことを強く願っております。

ふるさと納税、最後の質問、③についてお伺いをいたします。

再指定に要する信頼回復の対策と寄附者の呼び戻し策についてお伺いをします。

まず、1点目として、再指定に要する信頼回復、総務省、寄附者、生産者に対する対策についてそれぞれお伺いをいたします。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大月協働推進課長。

○協働推進課長（大月道広君）

信頼回復に向けては、国、寄附者、生産者の方々に対して制度にのっとった運用により真摯に接していくしか方法はないものと考えております。

○議長（西山宗弘君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

町は今回の取消処分によりましていかなる経緯、あるいは理由があろうとも、再指定に

向けて相当の心構えと具体策を持って国に対処していかなければならないと思います。現在の状況と今後の取組について再度お伺いをいたします。

1つ目に、総務省に対する信頼回復についてお伺いをいたします。

検証会提言の一つに、県及び国に助言を得られる関係、体制づくりに努めることと示されております。現在、または今後において町は提言に基づき国へはどのような働きかけをされるのか、また事前協議等はなされるのかどうかお聞かせください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大月協働推進課長。

○協働推進課長（大月道広君）

それでは、お答えいたします。

これまでの指導等についても国からは県を通して御指導等をいただいております。今後も疑義等生じた場合、また相談したいこと等は県を通して国のほうへしっかりつないでいただいて、再起に向けて全力を向けて臨んでいきたいと考えております。

○議長（西山宗弘君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

次に、寄附者に対する信頼回復についてお伺いをいたします。

これまで応援して下さった寄附者の皆さんへ取消処分に至る経緯や反省点、復帰への決意、係る対策は満たすべき必要条件と捉えております。今後どのように伝え、信頼回復につないでいくのか、またこれに関する情報発信の有無、これについてのお考えをお聞かせください。

○議長（西山宗弘君）

大月協働推進課長。

○協働推進課長（大月道広君）

寄附者の方へは指定取消しになったときにその経緯等を含め御案内をしているところでございます。

今後、復帰に当たった場合には寄附者の方から寄附等をいただいた場合には真摯に接していくということで信頼の回復に努めていきたいと考えております。

○議長（西山宗弘君）

5 番、丸山節夫君。

○5 番（丸山節夫君）

平成26年度からでしたか、この事業、多くの方々、寄附者の方々のお世話になりました。これまでやってきたものであります。課長言われるように、どうかの真摯に御対応いただきまして、しっかりとした理解を得ていただきたいというふうに考えます。

最後に、生産者に対する対策についてお伺いをします。

町ではこれまでふるさと納税制度を活用して米作り農家応援事業を実施し、米作り農家の販路の確立と低迷する農家経営の支えとして大きな役割を果たしてきました。今年度ははや米価格の急激な下落や集荷業者の買い控えの声が聞こえております。この厳しい状況下、農家の皆さんはふるさと納税再開を強く望まれております。

これまでの農家との信頼関係の継続や新たなルールづくりには生産者との対話の場というものは非常に重要かと考えておりますけれども、これについてのお考えをお示してください。

○議長（西山宗弘君）

5 番、丸山節夫君。

○5 番（丸山節夫君）

さきに聞きましたのは、③番の生産者に対するということであります。生産者に対しての質問、これで農家との信頼関係の継続、または新たなルールづくりとしてはやはり生産者との対話の場というのが非常に重要ではないかと考えるわけでありましてけれども、それについてのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

大月協働推進課長。

○協働推進課長（大月道広君）

大変失礼しました。

生産者の方に対してはこれまでも返礼品として多くのお米を出荷等をいただきまして大変ありがたく思っております。制度復帰に当たっては、生産者の方にも真摯に接しながら、返礼品となるお米を出荷していただくよう全力を尽くしてまいりたいと考えております。

○議長（西山宗弘君）

5 番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

最初にちょっと話をしっかりとお願いしとけばよろしかったわけですが、③については信頼回復をそれぞれお聞きしました。

それから、今度最後の質問として、新たに寄附者の呼び戻し策、これについてお伺いをさせていただきます。

平成26年度から延べ31万7,000件の寄附をいただいている寄附者の皆様に対する呼び戻し策は非常に必要かと思います。そこで、1年後の復帰に向け一旦離れた寄附者をいかに呼び戻すかについての対策、また猶予期間、残り1年の間でどのような計画で取り組まれる予定か、あるいは既に取り組まれているのか、現状をお伺いいたします。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大月協働推進課長。

○協働推進課長（大月道広君）

それでは、お答えいたします。

以前の寄附者の方への呼び戻しといたしましては、例えば再開についての御案内状送付なども考えられますが、広報活動費の一環として捉えられることや返礼品を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告に当たらないように注意が必要なこともあり、制度内で行える中で工夫して取り組んでいきたいと考えております。

○議長（西山宗弘君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

来年度の再指定に向け、国に対し瑕疵のない申請準備はもとより、寄附者の関心を維持するための手だては大切であろうと考えます。再起に向けた具体的政策の周知や今後の再起に向けた方針、町の決意などの情報発信、公開及び特に個人通知については行うべきだと考えますけれども、これについての見解をお願いします。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大月協働推進課長。

○協働推進課長（大月道広君）

先ほど申しましたように、個人通知については広報活動費の一環として捉えられること

や返礼品を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告に当たらないように注意が必要なこともあり、制度内で行える中で工夫して取り組んでいきたいと考えております。

どちらにいたしましても、ふるさと納税の再開については制度本来の趣旨に立ち返り、寄附額の追求ではなく法令遵守による健全な制度運営を基本理念として行うことで皆様からの信頼回復に全力で取り組んでまいり所存でございます。

○議長（西山宗弘君）

5 番、丸山節夫君。

○5 番（丸山節夫君）

今お尋ねした特に個人通知というのは、これは復帰後ではなくしてこの猶予期間中にこれまでの経緯であったりとか、決意であったりとか、具体的政策の内容についてお示しするということでの個人に対しての、寄附者に対しての通知という意味でお伺いをしたところでありますけれども、やはりこれも規定のほうに触れるという解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大月協働推進課長。

○協働推進課長（大月道広君）

個別のことについては県等を通じて解釈を得ることが必要であると考えております。

どちらにいたしましても、電話等で問合せがあった寄附者の方へは丁寧に説明をして真摯に接していきたいと考えております。

○議長（西山宗弘君）

5 番、丸山節夫君。

○5 番（丸山節夫君）

分かりました。了解しました。

以前、町長自らのお礼の手紙に何より感動し町の応援隊の一人となった、また問合せに応じた職員の親切さが非常にうれしくて町への信頼を寄せたとの声は本会議にてお伝えしたとおりであります。しかしながら、取消し直後の当時の状況をふり返りますと、事態は急変し担当課を中心に多大な苦勞と懸命な努力を重ねてこられたものと推察しております。

制度復帰につきましてはかつての苦境経験を下に、熱心に応援くださった元寄附者の皆

さんに報いるためにも、町長自らしっかりと実効性のある取組を進めていただきますよう要望いたします。

次に、大枠２点目、新たな米作り農家支援策の取組についてお伺いをいたします。

ふるさと納税制度復帰については国が定める返礼割合、３割以下の基準遵守が原則となります。このことはこれまでの政策に比して買取り条件が厳しくなることに加え、農家収入の減少につながる可能性を含んでおります。

現行規定では３割ルールの遵守が絶対条件となる一方で、町の基幹産業としての米作り農家の経営をも守らなければならない責務を負うことになります。この相対する二つの問題を踏まえ、新たな農家支援策の仕組みづくりは町全体で早急に取り組むべき課題と感じております。これについてのお考えをお伺いします。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

石坂農林課長。

○農林課長（石坂晃則君）

それでは、丸山議員の御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、ふるさと納税制度への復帰には国が定める３割以下の基準を遵守する必要がございます。

また、国による米政策につきましては、現在需要に応じた生産となるよう水田活用の直接支払交付金制度が運用されておりますが、本町におきましても令和６年以降の米の買取り価格高騰により多くの農家の皆様が主食用米を増産されており転作は進んでいない状況でございます。

さて、議員御質問の新たな米作り農家支援施策につきましては現在のところ検討しておりませんが、これまで町で行なっております農家支援策はふるさと納税から得られる財源を下に予算化、または拡充されたものが多くございます。

現在、中東情勢の緊迫化等により燃料や農業を継続する上で必要な資材等が高騰していることは承知しておりますので、農業経営を下支えする現在行なっております頑張る農家応援事業補助金をはじめとする農家支援策につきましては、今後も協働のまちづくり基金等の財源の状況を注視しながら、引き続き継続してまいりたいと考えております。

○議長（西山宗弘君）

５番、丸山節夫君。

○5 番（丸山節夫君）

農林課サイドの支援策についての説明をいただいたところであります。

町内では従来のコシヒカリに加え、きぬむすめや、最近ではにじのきらめきなど高温障害に強く、かつ良食味性や多収性の高い品種が作付されております。ここで、短期的な農家支援の一策として町のおいしい米の販路拡大を図るため産地直送型のネット販売の構築案についてお伺いをしたいと思います。

これまでのふるさと納税の流れと分けて新たな取組として、町公式ホームページ内に特設のネット通販やオンラインショップの開設により町独自の米の直接販売を柱とする農家支援策としての取組はいかがでしょうか。

町が町内産のおいしいお米を町長自らトップセールスマンとして直接販売する町内米作り農家支援策の仕組みづくりを早急に構築してはと考えますが、対する意見をお聞かせいただきたいと思います。これにつきましては、詳細を通告しておりませんでしたけれども、これも町全体で早急に取り組むということで何か農家支援につながる新たな策ということでの意味合いを持ちましてお尋ねをしたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

石坂農林課長。

○農林課長（石坂晃則君）

御質問にお答えします。

現在、町のほうでは独自にECサイト、通販に特化したようなサイトを持っていない状況でございます。また、両農協につきましてはそれぞれ農協のほうで特設なサイトを持って農産品等も販売をしているのは承知しております。

今後、町でそういった特産品を中心とした販売ができるかどうか、ちょっとセキュリティの問題等もございます。今後の検討課題とさせていただけたらと思います。

○議長（西山宗弘君）

5 番、丸山節夫君。

○5 番（丸山節夫君）

いろいろとちょっと研究、検討してみないとなかなかちょっと内容的には難しいところもあるかもしれません。

町の公式ホームページで直接販売というものが実現できるとするならば、これまでの中

間手数料などの経費削減も可能になるかと思います。また、町観光協会サイトや他の販売サイトとの協力、連携体制が可能となれば、やり方次第では安定した農家所得の向上につながり具体的一策として、また町の自主財源の確保にもつながる可能性があるのではないかと期待が持てます。

その他、岡山県にゆかりのある民間企業、県人会、関係団体など、多種幅広いセールス展開の積み上げが今こそ必要かと考えます。これに関しましては、町長どのようにお考えでしょうか。今後の展望について伺いをしたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

今後ですけど、やはり吉備中央町は農業立町、その中でも水稻が中心でございます。その水稻でおいしいお米をPRするというのは大変重要なことでございますので、いろんな場面、いろんなところで私もしっかりと吉備中央町のお米のPRをしていきたいと思えます。

○議長（西山宗弘君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

以前も町長にトップセールスとしてのお仕事をしっかりとくださいというようなお願いもした経緯もございますけれど、できる限りの策を講じて、今非常に農家のほうも今年は厳しい状況のようにも伺いますので、ぜひともこの農家支援策というものの確立に向けて努力のほうをいただきたいと思います。

今回、最後の質問として、大枠3点目、小規模農林事業等補助制度について伺いをいたします。

今日、人件費や、特に資機材の日増しに急変する物価高騰により実勢単価が町の積算単価を大きく上回る現象が見受けられております。このことは自己負担の増額や依頼業者の請負辞退による申請の諦めなど、本来の制度目的が機能しない現状と受け止められます。大変厳しい財政状況の折ではありますが、町の産業を支える重要な制度運用の推進のため、次の3点について通告書の提案を見解と訂正をさせていただきまして伺いをいたします。

①公共工事設計労務単価及び資材単価を事業の積算基準への反映について、②種目により補助金限度額の引上げについて、③直営施工、地域住民共同施工の適正評価について、以上、答弁のほうをお願いいたします。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

檜寄建設課長。

○建設課長（檜寄秀徳君）

それでは、5番、丸山議員の質問にお答えいたします。

ため池、用排水路などの農業用施設への修繕に伴う町単独補助事業における適正な単価設定と補助限度額の引上げについての御提案でございますが、確かに議員御指摘のとおり、昨今、中東情勢の悪化により資材の価格や燃料費が急激に高騰し、1か所当たりの事業費が増加していることは承知しております。

1点目の公共工事設計単価、資材単価を積算基準反映に努めることについてですが、この補助事業では申請者から報告のあった事業費と町で最新の積算基準に基づいて算出した事業費のいずれか低い額を事業費として採用し補助金の交付を行なっておるところでございます。

2点目の事業の種類による補助金の引上げの御提案についてでございますが、限られた予算の中でより多くの申請者の方に補助金を活用していただけるよう、過去に補助金の限度額の引下げを行なった経緯もございます。

3点目の個人や地域住民共同施工の直営での施工適正評価についてですが、実施の形態、特性を踏まえた上で町の積算基準との整合性を図りながら、実情に反映した積算方法の整理を進め、制度の公平性及び透明性の確保に努めておるところでございます。

とはいえ、昨今の異常な物価高騰に十分対応できていない状況も鑑み、今後農家の方々が継続して経営を行えるような補助制度とするべく、補助金の限度額の引上げ等、他市町の状況も参考にしながら制度改正について検討してまいりたいと考えております。

○議長（西山宗弘君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

課長答弁いただきましたけれども、②、③について再質問させていただきたいと思います。

最初に、②種目により補助金限度額の引上げについてですが、主に暗渠排水事業の補助率、上限額に関しお伺いします。

先ほどの課長答弁では過去に補助金の限度額を引き下げたといったその経緯についてお話しされましたけれども、これについてはどのような理由によるものか、また平成から令和にかけての実績件数の推移についてはどのように感じておられるのかお聞かせください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

檜寄建設課長。

○建設課長（檜寄秀徳君）

それでは、お答えします。

以前、補助金の見直しを行なった経緯についてでございますが、より多くの方に暗渠排水事業を活用していただくためと、また従来、暗渠排水事業は複数の受益者ではなく個人に対する補助であることから補助金限度額の引下げを行いました。

さらに、以前は粗朶や穴の開いたパイプを埋設する単価と配水管のみの単価と分けておりましたが、敷設単価に大きな差がなかったことから配水管のみの単価を引き上げて同一単価といたしました。

次に、平成から令和にかけての暗渠排水の申請件数についてでございますが、平成30年は15件、令和6年度は4件と年々減少傾向にありましたが、昨年度は米価の高騰により営農意欲の向上が見られ、申請件数10件と増加いたしました。全体的に見ますと減少傾向であるように感じております。

○議長（西山宗弘君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

課長の答弁の中で個人に対する補助であるということが限度額引下げになったという説明をいただきましたけれども、本来、暗渠排水事業は米作りにとって最も大切な基盤整備と理解をしております。

平成29年度の限度引下げにより申請件数、補助金額ともに著しく減少しております。今日の物価高騰の折、1メートル当たり500円単価、上限5万円、また補助率50%以内とする現行規定を適正と認識されておられるのでしょうか、お伺いをします。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

檜寄建設課長。

○建設課長（檜寄秀徳君）

それでは、お答えいたします。

先ほども申しましたとおり、物価高騰により補助申請者の負担が増加していることは承知しておりますが、その一方で本補助事業において受益者負担と公費負担との均衡を図ることが重要であると認識しております。

現状で適正であるか否かはちょっと判断いたしかねますが、メーター当たりの単価、上限額、補助率については適当と判断しております。

○議長（西山宗弘君）

5 番、丸山節夫君。

○5 番（丸山節夫君）

1 メーター当たりの単価 5 0 0 円、適当であるというふうに認識されておるということです。

この事業は本来、頑張っておられる米作り農家にとって大変ありがたい制度であります。せつかくの制度でありながら、この補助率、限度額の変更が仮にも足かせとなっているのでは大変残念でなりません。

暗渠排水事業補助は耕作放棄地の防止策として、また個人農家の支援策としての重要な政策だと考えております。補助率や上限額の見直しについて一考いただけますことを強く希望いたしますが、これについて町長のお考えをお聞かせください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

今議員言われたとおり、農業をするに当たってはいろんな制度がありまして、その制度を適切に利用していただければありがたいと思っております。

その中で、今言った暗渠排水の制度でございますが、その制度につきましてはしっかりとそれが今時点、適切かどうかというのを検証いたしまして、また先に進めていきたいと思っております。

○議長（西山宗弘君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

しっかりとじゃあ検証ということでしたしまして、これで平成何年でしたか、多いときには60件から70件を超える申請件数が出ておったと思います。さっき申したように、補助率を引き下げたと、上限額なり引下げによってその後のかなり申請件数は著しく減少しておるということであろうかと思います。

さっきも言いましたように、田んぼでお米を作るということになりますと、やはり今頃機械も大型化しております。なので、やはり排水というものが非常に大切というか、重要になってこうかと思しますので、このあたりも町長答弁いただきましたけれども、今後に向けて検討のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後の質問として、③直営施工の適正評価についてお伺いをいたします。

課長は冒頭の答弁で、町は最新の積算基準を下に積算すると答弁されました。専門業者の請負でないだけに諸経費に係る算定を含め、直営施工の場合は機械代や材料費、特に労務費、日当の積算基準とその根拠については評価判断の非常に難しいところがあるかと思ひます。

ここで、1点お伺ひします。

現在、完了検査を行う際に特に係る工事の労務費、共同作業での算出額、機械代、または借料についてどのような基準で確認されているのかお聞かせください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

檜寄建設課長。

○建設課長（檜寄秀徳君）

お答えいたします。

どのような基準で確認しているのかということですが、確認に当たっては工事完了後、提出されます実績報告書の提出時に事業費を、機械費、それから人件費、それから資材費、雑費に区分いたしまして記載していただき、職員が現地に赴き実際の現場で出来高の数量や内容を確認しております。

その上で、町の積算基準を下に積算した額と比較し、作業内容及び作業時間、または作業日数が適正かどうかを判断し事業費の確定を行なっておるところでございます。

○議長（西山宗弘君）

5 番、丸山節夫君。

○5 番（丸山節夫君）

直営施工のいい点としましてはコスト軽減ということが考えられます。また、地域の方々、共同作業ということ、皆さん、一つの作業をするということで地域の絆を非常に深めていくと、そういった利点も兼ね備えておると思います。しかしながら反面、労務費の算定や機械経費、資材費の透明性が問われております。

先ほど課長申されましたけれども、制度の公平性、透明性の確保を軸として、今後とも地域住民が主体的に行う共同施工につきましてはより適正な評価実務の反映ということで努めていただきたいと願うところであります。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（西山宗弘君）

これで丸山節夫君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、午後 1 時まで休憩といたします。

午後 0 時 1 0 分 休 憩

午後 1 時 0 0 分 再 開

○議長（西山宗弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

順次発言を許します。

7 番、平澤一浩君。

○7 番（平澤一浩君）

7 番、平澤一浩でございます。議長のお許しをいただきましたので、一問一答形式にて一般質問をさせていただこうと思います。

大枠 3 点の質問となります。

まず、1 点目、本年 3 月 2 7 日になりますが、岡山県キッチンカー協会との間で災害時の炊き出しに関する協定が締結されました。新聞報道もされたかと思います。災害時に温かい食事を提供する取組は避難生活の質や向上の面において被災者の心身負担軽減につながるものと考えております。

災害時における避難者支援に関わる重要な取組でありますこの大枠 1 点目の質問です。

そして、口頭でのやり取り等になります。なので、傍聴されている方々やケーブルテレビ御覧の皆様にもこの協定の内容とか運用とかが具体的に丁寧に伝わればいいなと思って質問をしてみますので、執行部の皆様におかれましてはそのような明快な御答弁いただければというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

では、1点目、この協定が締結されましたこの目的、そして想定される活動について、大枠まず1点目の質問になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

早川総務課長。

○総務課長（早川順治君）

平澤議員の御質問にお答えします。

協定締結の目的と想定される活動についてですが、被災下における食に関する備えの充実を目的とし、吉備中央町内で災害発生、または発生するおそれがある場合において避難所等で避難者、被災者、またはボランティアなどに対しキッチンカーを用いた炊き出し協力により温かい食事の提供や多様な食事ニーズへの対応等を通じて被災者の心身の負担軽減の一助となる活動をしていただけると認識しております。

○議長（西山宗弘君）

7番、平澤一浩君。

○7番（平澤一浩君）

ありがとうございます。

それでは、具体的に少し聞いていこうと思いますが、この避難所を開設し、そしてそれが何日経過したぐらいでこのようなキッチンカーの派遣につながっていくのか、そのような具体的なものにつきましてどのくらいの規模であるとか、そしてその派遣によって何人ぐらいの避難所がカバーできるのかというようなことにつきまして何か基準のようなもの、それが協定の中に盛り込まれているのかどうかということについてお尋ねいたします。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

早川総務課長。

○総務課長（早川順治君）

甚大な被害の発生で避難所を多数開設することにより備蓄品及び炊き出し体制の不足、避難生活の長期化により必要性を判断することとしております。

また、指揮系統につきましては災害対策本部の指示の下、関係部署及び協定事業者との調整を行い派遣要請及び受入れを実施する体制としております。具体的な数量等につきましては協定の中にはうたっておりません。

○議長（西山宗弘君）

7番、平澤一浩君。

○7番（平澤一浩君）

ありがとうございます。

協定の中にはそのような具体的な想定しているものが含まれていないという御答弁をいただきました。では、実際にどのように運用していくのか、どのような協定を生かしてこの避難所に対して炊き出し等の支援を行なっていただくのか、この判断が大事になってくるのではないかなというふうに思っております。

その避難所開設におきましては様々な想定がされます。線状降水帯、台風、土砂災害、様々な吉備中央町が陸の孤島として周りの道が寸断されてしまうような、この町における特有の事情もあるかと思います。

その中で、この答弁の中である程度のどのような想定したものが答弁いただけるのか難しいかと思いますが、続きまして2番目、その派遣の判断、そしてその基準、指揮系統につきまして、例えば先ほどの答弁の中で備蓄品が尽き、近所による炊き出しを終えたときというような何かそういう段階があるようなものでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

早川総務課長。

○総務課長（早川順治君）

平澤議員の御質問にお答えします。

炊き出しの応援につきましては備蓄品の補助的なものであると考えております。災害が長期化した場合に温かい食事の提供や栄養バランスの配慮、また多様な支援が必要となったときにキッチンカーによる炊き出しの支援を依頼することと考えております。

○議長（西山宗弘君）

7番、平澤一浩君。

○7番（平澤一浩君）

ありがとうございます。

それでは、前の定例会になるかと思いますが、同僚議員のほうが備蓄品の数について何か表のようなものを提示したりして、どこの公民館に何食分あるんだというような表を用いた答弁とか一般質問をしていたような記憶がありますけれども、この備蓄品が、要するに、尽きる食数、そして掛けるその避難所生活の日数を超えないとこのいうところの派遣要請の判断にならないということで確認が取れました。

そして、では続きまして②番の続き、指揮系統におきましては避難所の運営する職員から総務課ないし災害本部に連絡が行き、町長のお名前をお願いをする、そのような流れでよろしいでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

早川総務課長。

○総務課長（早川順治君）

派遣依頼の判断につきましては災害対策本部において情報収集等を行いまして、その状況から判断し災害派遣の要請を行いたいと考えております。

○議長（西山宗弘君）

7番、平澤一浩君。

○7番（平澤一浩君）

では、その情報の収集、判断が的確に行われますように、担当課におかれましてはしっかりとした知見といいますか、防災に関する勉強、備えをしていただきたいなというふうに思っているところでございます。

そして、その要請を受けたら速やかに指示等をしていただけるように、執行部のほうにおかれましても電話等の連絡手段が寸断されないように備えをしていただきたいなというふうに思っています。

それでは、項目③のほうに移らせていただきますが、確認でございます。備蓄食との兼ね合いというふうに書かせていただきましたが、御答弁の中でも備蓄食は優先的に先に避難者の方にお出しする。その後のお話ということでキッチンカーがあるということでありましたが、その考えで間違いないでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

早川総務課長。

○総務課長（早川順治君）

御質問にお答えします。

本町におきましては、現在、食料や飲料水等の備蓄を計画的に進めておりますが、備蓄品等につきましては発災直後の生命維持を最優先とした保存食や飲料水が中心となっております。

一方で、災害が長期化した場合には温かい食事の提供や栄養バランスへの配慮ということにより多様な支援が必要となってくることから、この時点でキッチンカーによる炊き出し支援等を行なっていきたいと考えており、備蓄品を保管するためにも重要であると考えております。

○議長（西山宗弘君）

7 番、平澤一浩君。

○7 番（平澤一浩君）

確認でございます。災害が発生したとき、いわゆる3日間ぐらいは緊急対応期というふうに表すべきでしょうか。そして、3日から1週間ぐらいは応急のようなもので対応する期間、そして1週間から1か月後ぐらいは、例えば生活再建というふうなもの、そして1か月以降は復旧や復興というようなタイムラインがあったとすると、この大体3日間程度でしょうか。その緊急対応期というのは備蓄食等でこの備えてあるもの、町で備えてあるもので過ごし、3日から1週間というものにキッチンカーが派遣されるのか、それとも1週間ぐらいて生活再建する、いわゆる準備期間に入ったあたりでキッチンカーの要請が可能になるというふうに理解したらよろしいでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

早川総務課長。

○総務課長（早川順治君）

協定の中には具体的な発災後の期については記されておりませんが、発災後、情報収集しキッチンカーの派遣が物理的にも、道等寸断されていけば物理的にできないんですが、物理的にも、あと恐らく災害にもよりますが、キッチンカー協会の被災状況等々、情報収集しながら必要に応じて、必要な時期に判断し派遣の要請をしたいと考えております。

○議長（西山宗弘君）

7 番、平澤一浩君。

○7 番（平澤一浩君）

ありがとうございます。

それでは、確認いたしますが、先ほどの例えば日にちで区切るというような考えではなくて、状況によって違ってくるんだというふうに考えて、こちらとしてはそれを受け止めていけばよろしいでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

早川総務課長。

○総務課長（早川順治君）

そのとおりでございます。

○議長（西山宗弘君）

7 番、平澤一浩君。

○7 番（平澤一浩君）

それでは、④番のほうに移らせていただきます。

そのとき派遣可能な台数というふうなものを確認したいと思っておりますが、避難所が何名いらっしゃるのかとか、その辺がもうそのときに応じて全く想定ができないと思っておりますけれども、この派遣可能台数をこちらから要望できるのか、それとも来てくださいと言った向こうからの都合が優先されるのか、こちらは例えば避難所に50人程度の方々が避難してきていますよというふうになったときに、その50人程度が賄えるだけ、十分に食事が提供できるだけのを要請ができるのか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

早川総務課長。

○総務課長（早川順治君）

派遣可能台数につきましては、岡山県キッチンカー協会へ令和8年5月27日時点で65団体、75台が加盟しております。対応人数につきましては1台2名での対応を想定しております。

ただし、災害時には他市町村からの要請や加盟団体が被災している可能性もあります。

町から要請した時点で各団体への確認と他市町村との調整を行い柔軟に対応することとしております。賄う食数につきましても調整の中で決まると考えております。

○議長（西山宗弘君）

7番、平澤一浩君。

○7番（平澤一浩君）

ありがとうございます。

確かに県のこのキッチンカー協会はほかの市町とも協定等を結んでいるために、吉備中央町だけと結んで吉備中央町だけのために来てくれるわけではないということも重々理解しておりますし、その団体も確かに被災する可能性があるということは理解しました。

そして、あともう一つ、この中で確認したいのは、いわゆる避難所にいらっしゃらない方、いわゆる在宅避難者と言われているような避難所におられない方へのキッチンカーからの提供、この食事の提供というものの想定はいかがでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

早川総務課長。

○総務課長（早川順治君）

在宅避難者につきましては災害の状況等、あと避難の状況等を鑑み、その中で情報収集しながら可能な限りそういった方にも対応ができればと考えております。

○議長（西山宗弘君）

7番、平澤一浩君。

○7番（平澤一浩君）

ぜひ柔軟な対応をしていただけるように御配慮いただければと思っています。避難所のために、避難所で今生活してる方々が確かに優先度が高いかもしれませんが、そのような地区を広く見渡していただくと避難所に来れない、いわゆるおうちでペットを飼われていたりとか様々な理由で避難所に来れないような方々もおうちにおられまして、そういう方々の支援も含めてこのキッチンカー、その収容人数というんですか、提供できる人数を多めにカウントしていただくとか、そのような配慮があるといいのかなというふうに思っています。

そのためなんですけれども、⑤番に続きまして、いわゆるこういうことを想定した机上の事務的な訓練、そして実際にキッチンカーが派遣されその避難所に来たときに、どこに

止めて、どこの、要は車を置いてぬれないようにとか、何かひさしがあるところにキッチンカーが置かれて、そして食事が提供されるのか、そのような実際の実施訓練といいますか実地訓練のようなものも併せて検討していただけないかというふうに思っています。

この2つ、まずは想定内のいわゆるマニュアルづくりのような不備がないだろうかというものの一環としての机上の訓練、そして実際にキッチンカーが避難所に想定されるところ、2か所、まずは町内で開かれかと思いますが、そのところに来て、置いて、そしてその場で食事を提供する場合どのようなになるだろうかということをする、ぜひ検討していただけないかと思っていますがいかがでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

早川総務課長。

○総務課長（早川順治君）

協定締結後の訓練につきましては実施が望ましいと認識しておりますが、事業者側の経営状況や災害対応体制もあることから、今後の実施について検討してまいります。

一方で、災害時に円滑な受入れが行えるよう連絡体制や派遣要請手順の確認など実務的な調整を行なっていきたいと考えております。

○議長（西山宗弘君）

7番、平澤一浩君。

○7番（平澤一浩君）

ぜひこの協定の締結が紙の問題ではなくて実際に動くかどうかというところの観点まで落とし込んだ協定となれるように期待しつつ、次の質問に移っていききたいと思います。

大枠2点目に入りますが、近年、学校の部活動や学校の活動の中で移動中の交通事故であったり、活動中の安全管理体制によって貴い命が失われる事例が全国で、そしてニュースでよく耳にしているのではないかなというふうに思っています。

それと併せまして、この町において、そして学校の働き方改革の一環でしょうか、部活動の、私の表現で地域移行というふうに言っているんですけども、地域展開とこの町では呼んで、その推進を図っているところでございますけれども、この子どもたちの部活動の活動の機会を確保する重要な取組でずっと部活動が続く。しかし、その中での、じゃあ地域に移行した、ではその責任者は一体誰なのかと、主体者は誰なのか、その安全管理を行う者、主体者はどなたなのかというような観点の中で、今この①番、地域移行と書き

ましたが、地域展開と中山間地域、吉備中央町における今の現在地と、そしてそれに向けての課題、浮き彫りとなっている課題のようなものがあればお教えいただければと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

7番、平澤議員の御質問にお答えいたします。

部活動の地域展開につきましては全国的にも徐々に進められている状況でございます。地域に応じた様々な工夫が行われ、本町においても教職員の負担を考慮しながら現在ある部活動の予算を維持した地域展開となるよう準備を進めているところでございます。

しかしながら、議員御指摘のとおり、都市部とは異なる状況である中山間地域では適切な指導者の成り手不足が浮き彫りとなっており、指導者を持続的に確保することは現実的には難しい状況があると考えております。そのことから、現段階では生徒への指導に意欲のある教職員を地域の指導者として任用することをも含め検討しており、今年度中にはまずは休日の部活動が地域展開となるよう努めていくこととしております。

指導者の人件費につきましては、時限的に国、県から一部の補助はあるものの少なからず町の財源が必要となりますが、部活動の維持活性化には必要であり、引き続き財源の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西山宗弘君）

7番、平澤一浩君。

○7番（平澤一浩君）

確かに働き方改革の中で部活動の指導者、成り手不足ということが浮き彫りになっているという地域であるということは明らかになりました。そして、今現在としましては、先ほどの答弁の中で日曜日、休日の部活動の移転を今年度中に今頑張って地域展開できるようにということになっておりますので、運用は来年度になるでしょうか、その辺のいつこの制度を展開し始めるのかというスタート時期について今の段階で分かっている時期があればお答えいただければと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

御質問にお答えいたします。

今年度中に始めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（西山宗弘君）

7 番、平澤一浩君。

○7 番（平澤一浩君）

では、その地域展開、今年度中に始めるということにつきまして、また後ほど2番、3番としていく中での安全体制について確認をしていきたいなというふうに思っております。

②番に移ります。

地域展開の後の移動支援の体制と安全の確保ということについて、教育委員会はどのような安全対策で臨もうと考えておられますでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

中山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（中山 仁君）

それでは、お答えいたします。

地域展開後の部活動についても自宅から学校までの移動を確保できるよう、現在と同様に大型二種免許を保有する町の任用する運転員、または町内のスクールバス運行委託事業者による運行とすることとしております。

また、運動部の公式試合、吹奏楽部のコンクール等についても県内の移動に限りスクールバスを活用することとしており、これらについても現在と同様の運用とすることとしております。

引き続き、安全運転、安全確保を図りながら運行できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（西山宗弘君）

7 番、平澤一浩君。

○7番（平澤一浩君）

ありがとうございます。

では、地域の展開をした後、そして指導者が学校の先生から地域の方に代わったとしても、その移動とかについてはスクールバス等の二種免許を持った方々に安全に運行していただけるというふうにお約束いただけますでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

中山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（中山 仁君）

そのようにするように予定をしております。

○議長（西山宗弘君）

7番、平澤一浩君。

○7番（平澤一浩君）

それでは、総合的にこの③番として安全管理、そして責任の体制についてお尋ねしていきたいと思います。

この地域移行展開をした後、学校の関係者ではない方々が指導するというようなことがあるかもしれませんし、先ほどの教育長の御答弁ですと意欲のある学校の顧問の先生がそのまま日曜日も部活動を指導すると、休日ですね、指導するというようなことも可能だというふうにおっしゃっておりまして、そのときに、ではその学校の中で起こったことなのか、それとも休日の部活動は学校長の守りの中で行なっていく活動なのか、それともどのような安全管理、そして責任者、主体者はどこになるのでしょうかというところで、スクールバス、例えば何か町内に走っているバス会社への時間の変更であるとか、その方法についてどのような系統をたどるのか、平日の運用と、例えば土日合わせた休日の運用ではどのように変わるのでしょうかとお尋ねです。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

中山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（中山 仁君）

休日の部活動、部活動につきましては、今後につきましては学校の中の授業とかとそういうものとは切り離しまして、要は社会教育の一つということになろうかと思いのすの

で、責任のほうは町というか、教育委員会ということになろうかなと思います。

ただ、バスとかにつきましては大きな公式試合、またコンクール等につきましては一部学校の行事の中であることもあるかなとは思いますが、基本的には町の責任の下で先生が指導されるにしても先生は一応学校で職務をするのではなくて地域の運動部の指導員という形で今度していただくようになりますので、責任は町のほうにということになろうかなと思います。

○議長（西山宗弘君）

7番、平澤一浩君。

○7番（平澤一浩君）

ありがとうございます。

今の答弁を聞くだけでもいろんなパターンがあるんだろうなということが想定できてしまって、休日に行くのであっても公式試合は部活、コンクール、吹奏楽とかの、しかしそれ以外の普通の練習は地域の指導者によるもので、指導者とか指揮系統が変わるんだというようなことに関して言いますと、今私がこうやって聞いて保護者の立場として聞いたとしても、なかなかすぐにこれはどっちなのということで理解できるのかどうかということに関しまして疑問符が少し残ってしまう可能性がありますので、保護者への説明であるとか、地域の方々やそれを運行する方々への事業所さんへの説明とか、これは綿密に行なっていただくというか、マニュアルづくりとかガイドラインというようなものがどうしても必要になってくるのではないかなというふうに思ってしまったというところなんです。

ですので、そこで意欲のある学校の先生がそのまま土日に教えたとしても、学校長の指示を仰げないっていうことの、先生にとってはそれが慣れた指揮系統なのか、学校長や学校の事務員さんを挟んで教育委員会にお尋ねをしていたふだんの日常業務と、土日の休日の部活動においては違った指揮系統になるということの不慣れさ、そういうところからのそごが生じないように、何かあったときにどこに連絡したらよかったのかっていうことに対しては指導を徹底していただくようにならないと、そして先ほどおっしゃいました今年度中には始めてしまうと、何部から始めれるかちょっと分かりませんが、そのようなことで行ったときに、しっかりとまずはその部の方々、関係者の方々への説明等をしていただけるようにして安全に運行していく、そのようなことができればいいなというふうに感じているところで、ぜひよろしく願いいたします。

では、大枠3点目のほうに移らせていただきます。

吉備中央町海外派遣等支援事業実施規則 21 号というものがあります。これを、規則を読んでいきますと、吉備中央町の次世代、次代を担う人材を育成するために海外派遣等の支援事業の実施に関する取決めであるというふうになっております。この規則は平成 16 年に制定されているということになりますが、経過措置としまして、これは平成 5 年、加茂川町の規則としてつくられたものであるということもその規則の中に書いてあります。

つくられて 33 年ほどでしょうか。そして、この吉備中央町になって 20 年ほど経過しておりますので、まずはこの制度創設に至ったときの理念とか、どういう思いでつくられたのかということをお尋ねしようというふうに思っているんですけども、実際にこちらの執行部におかれましてはこのときこの制定に関わられた方々が何名いらっしゃるのか、年代的にも、これを運用してたときはあるかもしれないですけど、なぜこのような理念が、そしてどのような成果が上がっていたのかということにつきまして町民の皆様にお知らせをしていただきたいなというふうに思っております。

まず、①番で制度の創成時の理念、平成 5 年あたりからのどのような思いから、そしてそれが吉備中央町になぜ引き継がれたのかというようなところも含めて、どのようなこの規則が生かされていたのか、そのようなところもお尋ねいたします。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大月協働推進課長。

○協働推進課長（大月道広君）

それでは、御質問にお答えいたします。

御指摘の制度は次代を担う人材を育成するため国際化推進を人的交流によってより熟成するために制定されたものであり、広い視野と豊かな知識を得ることを目的として、公的機関による海外研修等の事業へ参加する者に対して参加費の一部を助成するものでございます。

○議長（西山宗弘君）

7 番、平澤一浩君。

○7 番（平澤一浩君）

ありがとうございます。

それでは、確認していきたいと思いますが、この次世代を担う人材というものはどのよ

うな人材を指して育成に向かっていたのでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大月協働推進課長。

○協働推進課長（大月道広君）

次代を担う人材とは、広い視野を持った様々な文化の違いであるとかそういったものを理解して成長して、やがていろいろな社会で貢献していく人材を育てるものというふうに考えております。

○議長（西山宗弘君）

7番、平澤一浩君。

○7番（平澤一浩君）

それでは、続いて確認していきたいと思いますが、②番で、では次世代を通じて世界的な視野を持った国際人を育てるというような思いを持ってこの制定がされたとして、現在までにどのような成果がありましたでしょうか。そして、先ほどおっしゃった中に、そして規則の中に公的機関による海外研修等の事業をというふうにうたわれておりますが、具体的にどのような事業を指してこのような公的な機関によるというふうに表示していたのでしょうか。事例をお願いいたします。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大月協働推進課長。

○協働推進課長（大月道広君）

それでは、お答えいたします。

近年は実績がございませんが、過去には合併前の加茂川町時代ですが、県などが主催する派遣事業へ参加していた記録がございます。

御質問の公的機関による海外研修等の事業とは、実施主体が省庁及び政府系組織主催、県主催、JICA及びAMD A主催で行われるリーダー研修、相互交流、ボランティア活動、ホームステイによる体験などを対象として運用されておりました。

○議長（西山宗弘君）

7番、平澤一浩君。

○7番（平澤一浩君）

政府系機関とか県の事業というふうにおっしゃってございましたけれども、現在そのような情報収集、町のほうでしていただいて、こういう事業ならこの規則によって補助がきますよというふうなものに対して何か情報ございますでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大月協働推進課長。

○協働推進課長（大月道広君）

現在、町ではそのような情報収集は行なっておりません。現在は町独自の事業として町国際化推進協会に委託して行われている中学生の中国など海外派遣、ホームステイの事業などがありますので、それが無い時代に制定されたのではないかと考えております。

○議長（西山宗弘君）

7番、平澤一浩君。

○7番（平澤一浩君）

それでは、経過20年たちまして、ではこの制度をどのように生かし、そしてまたこれをどのように継続していくのかというところですが、今、協働推進の課長がおっしゃっていただきました中国との関係、国際交流の機関に委託しているというふうにおっしゃいましたが、それがこの規則に基づいたものなのか、それともそれとはまた別のものでそのような国際推進をされているのか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大月協働推進課長。

○協働推進課長（大月道広君）

現在、町が中国と行なっております相互交流については、この補助制度とは関係がなく行なっておるものでございます。

○議長（西山宗弘君）

7番、平澤一浩君。

○7番（平澤一浩君）

ありがとうございます。

では、先ほど御答弁いただきました中国との関係ではなくこの規則をどのように今後継続し発展させていくのかにつきましては、また同じく例えば町としては協働推進課が担当

するのか。私からすると、このような人材を育成するためというふうに思ってしまうと教育委員会のほうも一緒にこの働きを担っていただくようなプログラムを考えれるんじゃないかなというふうに提案いたしますがいかがでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大月協働推進課長。

○協働推進課長（大月道広君）

この制度はあくまでも先ほど申しましたように、実施主体が省庁及び政府系組織主催、県主催、JICA及びAMD A主催で行われるものに限って考えております。

現在のところ、ほかで町が新しく取り組む事業に対してこの制度を利用するといったことは考えてはおりません。

○議長（西山宗弘君）

7番、平澤一浩君。

○7番（平澤一浩君）

かしこまりました。

それでは、この規則につきましては今後発展性はないというふうに考えてよろしいのでしょうか。この規則なので、議会に上程されることなく町長の決裁の中でこの規則はなくなったり、生かしていったりすることができるものになっておりますので、今後、町民の皆様におかれましてはこの規則がどうなったか、経過については計り知るところではございませんが、この町の考え方としてはここで終わりというふうに思っというてよろしいでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大月協働推進課長。

○協働推進課長（大月道広君）

近年、中国との相互交流が直接町で行われているということからも実績というものはございませんが、過去にはこの制度を使って一定の成果があったものであると考えております。そのため、現在のところこの制度を変更することは考えておりません。

○議長（西山宗弘君）

7番、平澤一浩君。

○7 番（平澤一浩君）

それでは、このまま、こういってはなんですけども、残しつつ、そしてそのままにしつつそっとしておくというようなイメージを持っていればよろしいのでしょうか。それとも、この規則がある限り、やはり何らかの次世代を担う様々なアプローチでこの町で育ってよかった、生まれてよかった、そして国際人がこの吉備中央町から育っていくというような明るい希望のようなものが見えたらいいなというふうに思っております。最後、何か執行部のほうからどういう思いを持っているのかお答えいただければ幸いです。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

岡田副町長。

○副町長（岡田 清君）

実は、この条例の制定のときに私も携わったものですから、今の時代とは全然違う時代でございます。要するに当時どういう町をつくっていくかというのが一番原点であります。批判をしたり、人の指摘をするだけじゃいかんと。相手をいかに心優しく思える町ができるかと、これを目指していこう、それは何かというと、日本一の格調の高い田舎の町をつくっていこうと。忘己利他という言葉をまず出して、忘は忘れるです。己はおのれ、利は利益、他は他人。要するに、我を忘れて他に尽くすようなそういう町をつくっていこうというのが一番原点なわけであります。

そういうためには、人が一生懸命頑張ったところを見てきてもいいんじゃないかということで、町民の皆さんでK I Oという、今は国際化の推進協会ができておりますけども、当時はK I Oという組織をつくって、皆さん会費を集めて、その中で、特にAMD Aがありまして、AMD Aがどういう活動をしておったかということ、ジュネーブが西の国際貢献の都市なんで、ぜひ岡山を国際貢献の都市にしていこうという、西のジュネーブ、東の岡山ということを合い言葉に国際貢献を進めておったわけです。

そういう中で、そういうところへ行く。ただ、国際貢献といっても、言えば長くなるんですけども、豊かなところが貧しいところへ物を貢ぐというのが貢献じゃないと。やはり勉強するのが、やっぱりそういうところへ行ってみるのが一番町の勉強になるんじゃないかということで町民の人をいろいろなところへ、例えばジブチとかソマリアとか、内戦があるようなところ、今でしたらイランとかそういうところへ町民を派遣をして、その中で日本人も非常に活動されておる。それを見ながらやっていくとか、あるいは中学生が3年生になる

と卒業しますんで、リコーダー、縦笛が要らないんでこれを送る会がAMD Aの中、グループの中にありまして、どういうふうに使われてるかというのを見に行こうということでフィリピンのネグロス島へ中学生の子どもを派遣をしたり、そうやって現場を見ながら心優しい、人のことを思えるような、自分のことを忘れても人のことを思うと、そういう町をつくっていこうというのがこの条例の原点であったわけです。

だから、どっか行くために補助金を出すとかという制度でなしに、まちづくりの大きな意味では柱をつくっていくというんですか、そういうことが理念として始まった制度でありました。

ちょっと答えになったかどうか分かりませんが。

○議長（西山宗弘君）

7 番、平澤一浩君。

○7 番（平澤一浩君）

ようやく本心が出てきたような気がします。この制度ができたときの心が出てきたと思います。僕は物すごく感動しました。やはりそのような創業のときの思いをしっかりと執行部の方々は受け止めていただき、それを引き継いでいく。それで、町民の方々にそれを伝えていく、この制度が出来た目的は何だったのか、ただ無駄につくられたわけじゃない。じゃあ終わっていいですねってといって終わりますと言われたらこの話は出てこなかった。

しかし、そこで岡田副町長が最後までその答弁をしてくださった、思いを伝えてくださったからこそ、次世代を担う方々をこの町から興していこうと周りが動き始めます。執行部が動き始め、そして議会も動き始めると思います。そして、町民一人一人がその思いに応えて動いていくんじゃないかなというふうに思います。

終わります。

○議長（西山宗弘君）

これで平澤一浩君の一般質問を終わります。

順次発言を許します。

1 1 番、黒田員米君。

○1 1 番（黒田員米君）

1 1 番、黒田です。議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきたいと思います。

今回は大きく分けまして3点についてお尋ねをしてみたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

まず、1つ目の大きいお話としまして、物価高騰対策給付金についてお尋ねしたいと思います。

本町では本年、物価高騰対策及び地域経済支援策として、他の自治体では3,000円、あるいは5,000円の中で全町民を対象に1人当たり2万円の給付を実施いたしました。

しかしながら、この2万円については、生活保護受給世帯においてはその一部が岡山県の福祉事務所より臨時収入と認定され返還対象となるような事態となりました。同じ町民でありながら生活保護受給者のみ実質的に支援額が減少しているとの疑問が生じ、この問題は町独自の判断というよりも国の制度設計や岡山県における生活保護制度運用の在り方に起因する部分が大きいと考えられます。

そのことを基本としてお尋ねしたいと思います。

まず、1つ目の質問といたしまして、今回のこの2万円給付について生活保護受給世帯の一部で返還が求められている状況を町として把握しているのかどうか、まずお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

古林福祉課長。

○福祉課長（古林直樹君）

それでは、11番、黒田議員の御質問にお答えいたします。

本町が実施しております物価高騰対策に係るベリーグッドカードへの2万円の電子マネーの付与につきまして、生活保護の担当であります備前県民局福祉振興課より生活保護受給者の方に通知がございました。内容としまして、2万円の給付のうち8,000円を超える1万2,000円について収入として認定し、月2,000円を6か月間減額するというのでございました。

しかしながら、本町の今回の給付の趣旨等につきまして改めて備前県民局に対して説明を行い、収入認定されることにつきまして再度確認をお願いいたしました。その回答といたしまして、備前県民局から、今回の給付金については収入認定しないこととしましたとの連絡をいただいたところでございます。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

今、課長のほうから本当にありがたい内容の回答をいただいたところです。

この通告書を出したときは約2週間か3週間前ですけれども、そのときはまだ県のほう
は先ほどのとおり1万2,000円は返却してくださいという趣旨でありました。そういつ
た中で、この二～三週間の間で担当課としてはしっかりと県のほうとお話をしていただき
ながら、やはりこの吉備中央町がなぜ2万円を皆さん方に給付したのか、その思いを伝え
てくださったからこそ、ここで先ほどのような収入認定にはならないというふうな体制が
取れたのかなと思っております。本当によかったと思っています。

それを含みおきながらもう少しだけお話を聞かせてもらえればと思います。

質問の2といたしまして、では今回この2万円、これは吉備中央町としてはどのような
趣旨、あるいは目的、さらには先ほどのように思いの中で皆さん方へ給付したのか、この
あたりをお話を聞かせていただきたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

古林福祉課長。

○福祉課長（古林直樹君）

昨今の電気、ガス、食料品等の価格高騰の影響が続き町内消費が低調に推移する中、町
内の利用できるベリーグッドカードに電子マネーを付与することで個人消費の拡大と地域
経済の活性化を図ることを目的として実施しております。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

今のような話の中で、困られてるときにそれぞれの人に少しでも生活の糧としてもらい
たいという思いの中で配布したものかと思っています。

以下、実は今のことが決まらなかったらということで想定しての質問としておりました
けれども、無事に収入認定にならなかったということでここからは割愛をさせていただき
たいと思います。

では、続きまして大きい質問の2番のほうへ入らせていただきたいと思います。

待ち下校についての管理責任の部分についてお尋ねをさせていただきたいと思います。

本町では、現在小学校において、低学年の児童については高学年の授業終了時刻に合わせて一斉下校を行うため待ち下校と呼ばれる一時預かりが実施されております。この待ち下校の位置づけ、これは学校教育活動なのか、あるいは学校安全管理の一環なのか、さらには放課後児童健全育成事業の一部なのか、さらにはさらには本町独自の安全対策事業なのか、このあたり、法的、行政的にどのような位置づけとして整理されているのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

中山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（中山 仁君）

それでは、お答えいたします。

待ち下校とは主に低学年の児童がスクールバス発車までの時間、または高学年の兄弟を待って下校することでありまして、本町独自の安全対策事業でございます。

以上です。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

本町独自の安全対策事業という説明でありました。

では、次にこの責任主体と事故の対応、このあたりをお尋ねしたいと思います。

現在、待ち下校の際には放課後児童クラブの支援員である会計年度職員が小学校へ子どもを迎えに行き、待機後、再度学校へまた子どもたちを送り返す運用となっておろうかと思っています。

そして、その後、放課後児童クラブを利用する児童については再び児童クラブ職員が学校へ迎えに行きクラブまで移動している。この間、児童の管理責任、引継ぎ責任、あるいは事故が発生した場合の責任、それから保険の適用であるとか、それぞれがどこの部署が何かあったときのその折にどういうふうに責めを負っていくのか、このあたりは教育委員会なのか、あるいは子育て推進課なのか、さらには学校長なのか、このあたり明確な整理がなされているのかお尋ねしたいと思います。

そこで、放課後児童クラブの会計年度任用職員の任用と指揮命令系統についてお尋ねし

たいと思います。

ちょっと6問ありますけども、一遍にお願いしたいと思います。

まず、1つ目、当該職員の任命権者は誰か。

2つ目として、所属はどこか。

それから、3番目として、指揮命令者は誰か。

それから、4番目として兼務発令等が行われているのか。

それから、5番目といたしまして、業務内容は明確に整理されているのか。

それから、6番目、最後といたしまして事故発生時の責任区分についても整理されているかどうか、この6点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

中山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（中山 仁君）

それでは、1から6までお答えをさせていただきます。

まず、1、任命権者は誰かということですが、放課後児童支援員、補助員として町長のほうが任命をしております。

2番、所属はどこかということですが、子育て推進課でございます。

3、指揮命令者は誰かということですが、放課後児童支援員、補助員の業務内容については放課後児童クラブ、アフタースクール、待ち下校児童見守り支援業務となっており、アフタースクール、待ち下校時における指揮命令者については教育委員会事務局でございます。

いずれにしても、子育て推進課と連携して安全に進めれるよう取り組んでまいりたいと思っております。

4、兼務発令等が行われているかということですが、勤務条件通知書において放課後児童クラブ、アフタースクール、待ち下校児童見守り支援業務の3つの業務をそれぞれいずれも本業務と記載をさせていただいているところでございます。

5、業務内容は明確に整理されているかという点でございますが、教育委員会事務局と子育て推進課においてそれぞれの業務内容や役割、注意点などを協議、共有する場を年数回設けております。また、その内容については、放課後児童支援員、補助員の方に伝え、その上で業務に当たってもらっております。

最後6番、事故発生時の責任区分についてということでございますが、事故発生時の責任区分については整理し取決めをしているところでございます。アフタースクール、待ち下校時は教育委員会事務局、児童クラブ時は子育て推進課の区分となっており、警報発令時や熱中症等の事故発生時においてはそれぞれの対応フローに沿って対応していくこととしております。

以上でございます。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

内容的にはそれぞれ整理をされて、それぞれの部署で管理監督ができていうふう
に受け止めるところであります。このあたりが、今の教育委員会さんのほうではもうき
ちりとお話ができてるかと思えますし、それから多分子育てさんのほうでも内容的には十
分話は通じてるんだと思えます。

ただ、現場のほうで、いや、私がこのときはどちらの身分なのかっていうのがちょっと
まだクエスチョンが続いているように思います。例えば、先ほどのように待ち下校の子ど
もたちを、学校側に迎えに行くこの業務、これはたかが知れた距離になります、数百メー
トルになりますけども、放課後児童クラブから学校の校舎内、校舎内というかグラウンド
まで入っていくこの間、あるいはそこから連れて帰る間、子どもたちを。この間は、どち
らがどういうふうな責任をされてるのかというのは今のお話でいけば多分明確にどっかで
ラインを引かれてるんだとは思いますが、そのあたりをしっかりと伝えておかない
と、何かあったときに、いや、これはちょっと宙に浮いたなということが出てきたときに
非常に困りますので、そのあたりをぜひ丁寧にすり合わせをお願いしたいと思いますけ
ど、この後にもう一回だけその点について、できるかできないかだけ回答してください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

中山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（中山 仁君）

今、議員さんおっしゃるとおり、子どもはもうずっと1人ですので、ここは教育委員
会、ここは子育て推進課といって責任がどちらになるというようなことがないように、き
っちり引き続き子育て推進課のほうと協議を重ね、またそれについては児童クラブの職員

の方にお伝えをしていただきながら、しっかりとやっていきたいというふうに思っております。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

ぜひよろしくお願いをいたしたいと思います。

では、続きまして質問の3番のほうへ入っていきたいと思います。一斉下校についてお尋ねしたいと思います。

現在、先ほども申し上げましたように低学年児童は小学校と放課後児童クラブの間を職員を含めて複数回この一斉下校をするために移動するような状況となっております。これについては職員の負担、あるいは移動時の事故リスク、あるいは引継ぎのミスなどを誘発し危険を増す可能性があるかと思っています。

そこで、放課後児童クラブから一度小学校へ戻って、さらに放課後児童クラブの利用児童がまた放課後児童クラブに戻ってくる、ですから一斉下校しなければいけないというこの意味が何なのかっていうのがちょっと私の中でよく分かりませんので、そのあたりも併せて教えてもらえればと思います。

本来、この一斉下校は児童の安全確保を目的とするものと考えますけれども、現在はこの一斉下校しなければいけないという運用を維持すること、これが目的化してるんじゃないかなというふうに見てとれますので、町として現在の運用をどのように評価しておられるのか、このあたりをお聞かせください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

中山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（中山 仁君）

それでは、お答えいたします。

一斉下校していた加賀東小学校についてでございますが、旧津賀小学校、旧御北小学校において通学範囲が広がったことから、児童の安全を考慮して低学年と高学年の下校時刻の差があっても一斉下校をしておりました。統合後の加賀東小学校についてもそれを踏襲して運用してきたところでございます。

これにつきましては、1年間を実施した中でより児童の安全・安心を確保するためにど

うしたらよいか、放課後児童支援員、補助員、学校教職員と協議をいたしまして、本年6月1日から一斉下校の運用を取りやめることといたしました。

これによりまして学校と児童クラブの行き来の移動を最小限にすることができることとなりまして、従前よりスムーズな移動ができるよう改善できているというふうに考えております。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

これも現場に対応してもらって徐々に改善をしていったということで本当にありがたいお話になっております。ぜひ現場の中をしっかりと見ていただいて、本当にそれが現場の職員にとっていいのか、一番は子どもたちにとってそれが合理的な話になってるのかどうか、これをぜひ見詰めてもらいながら次のことを考えていただければと思いますのでよろしくをお願いをしたいと思います。

それでは、質問の4のほうへ入ってまいりたいと思います。

受入れ時間の誤差といえればいいんでしょうか。それについてお尋ねしたいと思います。

ここで学校側の都合でという書き方になってます。これはあくまでも学校が、もしくは逆の場合もありますから、放課後児童クラブから先ほどのようにひよっとしたら学校側へ送り返すということがあったときにはという意味合いも含めてお尋ねしたいと思います。

お互いに学校側、ちょっと今回説明が難しいので学校側から送ると想定したときに話しますけども、学校側が放課後児童クラブのほうへ子どもたちをお送り出す場合に、早くなる、あるいはその時間帯がちょっと遅くなる、これは子どもたちの授業の終了時刻とか、帰り支度、あるいは天候、あるいは児童対応、これによって若干のずれっていうのはどうしても出てくるのでないかなとこのように考えているところです。

もちろんこの勤務時間や責任区分を明確にしておく、これはもう本当に大切なことではあります。けれども、いずれにしても本町の場合はこの小学校、それから放課後児童クラブについてはいずれも同じ吉備中央町が運営主体になろうかと思います。

その中で、この数分という時間差を厳格に問題視するよりも、児童の安全確保、あるいは円滑な受入れ、柔軟な連携が最も優先されるべき内容ではないかなと私自身は考えております。

そこで、学校から放課後児童クラブ、または逆に放課後児童クラブから学校側への児童

の受渡し時間、これ先ほどの局長の説明で多分今後はなくなってくるのかと思いますけれども、これを吉備中央町として一定の許容幅をある程度持った柔軟な運用を検討する考えがあるのかどうか、これについてお尋ねしたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

中山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（中山 仁君）

それでは、お答えいたします。

学校から待ち下校への受渡しについては、定められた時間より若干早くお連れした事例があったことは承知しておりまして、学校に対して指導した経緯がございます。今後は学校の下校時刻後に待ち下校にお連れすることを遵守しつつ、何らかの事情がある場合には教職員、放課後児童支援員、補助員が情報共有を図ることを前提に柔軟に対応できるところはしていきたいというふうに考えております。

いずれにしても、子どもたちの所在を把握し安全に対して万全を期して対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

今、局長のほうと言われたように、ぜひある程度の柔軟性は持ってやっていただければと思います。

ただ、柔軟が見落としにならないように、その辺はしっかりとしてもらいながら、それぞれの中で、先ほど局長言われたように、情報共有をしっかりといただいて子どもたちの安全確保は図っていただきたいと思います。

では、続きまして質問の5番のほうへ入りたいと思います。

今後の改善点等々、これは先ほど局長が言ってくださったのでほぼ完結してるんですけども、あえてもう、回答を考えてくださってるかも分かりませんのでお尋ねしたいと思います。

教育委員会、子育て推進課、小学校、放課後児童クラブが連携し、責任区分、指揮命令系統、安全管理、児童負担軽減、職員負担軽減を含めた運用見直しを行うべきではないですかということをお尋ねしております。

そして、役場の中、町内協議体の設置や運営マニュアルの整備を進める考えはないかというお尋ねなんですけれども、先ほど局長のほうから柔軟に対応しながら連携を取っていくという言葉は確かに聞いたところでありますけれども、自主的にこういった運営マニュアルとかそういうものをつくられるお考えがあるのかどうか、これについてお聞かせください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

中山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（中山 仁君）

それでは、お答えいたします。

先ほどもお伝えをいたしましたけれども、教育委員会と子育て推進課が連携を密にしながら取り組んでおりまして、それぞれ小学校や放課後児童クラブとも情報共有を図りながら運用ができていないかというふうに思っております。

協議体の設置については、現在の体制を維持していくことでスピード感を持って協議を進めていけるものと感じておるところでございます。また、運営マニュアルの整備については、アフタースクールサポートブックを策定しておりますが、その内容について待ち下校等についても記載しているところでございます。今後も状況を考慮しながら内容をブラッシュアップしていきたいと考えております。

また、今年度も放課後NPOアフタースクールによる放課後児童支援員、補助員、関係者に対して伴走支援をお願いしているところであり、アンケート結果や携わった方々の御意見も参考にしながら1年目の活動のブラッシュアップを行うことで、より安全に、より効率的に運用できるよう努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

内容を理解したところです。ぜひマニュアルをつくってそれで終わりにならないように、マニュアルをつくってそれを運用するのがこれからの大切なことだと思いますのでぜひよろしく願いをいたしたいと思います。

それでは、大きい3番のほうへ入ってまいりたいと思います。

協働で開く新たなまちづくり実践事業補助金というものが吉備中央町にはあります。こ

の制度についてちょっとお尋ねをしたいと思います。

この制度、補助金ですけども、本町ではこれ平成20年に協働でひらく新たなまちづくり実践事業補助金交付金規則、これを制定いたしまして地域住民主体によるまちづくり活動を支援しております。この制度は地域活性化や行政との協働を目的とした先進的な制度であると私自身は評価しております。

しかしながら、一方でこの内容が現在の中山間地域の実情、すなわち少子・高齢化、あるいは人口減少、担い手不足、地域役員の固定化、あるいは成り手不足などを踏まえ、制度内容が現状に十分対応できてない部分もあると考えるところです。まずは、この吉備中央町としては現在のこの制度についてどのような成果と課題があるというふうに認識をされているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大月協働推進課長。

○協働推進課長（大月道広君）

それでは、御質問にお答えいたします。

この制度は団体の運営や既存の定例的な活動ではなく公益性のある取組で、特に独創的、先駆的であり、住民が主体となって行う新たな地域づくり事業であり、ほかに補助制度がないものに特化した制度として設けられ、補助金の交付等、必要な支援策を講じることにより地域に根差し自立した活動として協働による地域づくりの見本となり、町の活性化、波及効果を生み出すような取組を促進するために制定されているものでございます。平成25年度以降を見ても17団体が取り組むなど、制度として一定の役割は担えたものと考えております。

一方で、課題といたしましては、実施された事業の中には活動の広がりが見られないものがあつたとも感じております。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

それでは、質問の2といたしまして、本制度ではこの独創的、先ほど課長言われましたけども、独創的あるいは先駆的、新たに始める活動、これを重視する一方で、既存の定例的な活動、これは対象外となっております。

しかしながら、現在のこの吉備中央町の地域課題、これは例えば草刈りであったりとか、防災であったりとか、高齢者の見守り、あるいは移動支援など地域を維持する活動そのものが現在困難になっております。

本来、この地域づくりは新しいイベント、イベントという言い方がちょっと合っていないかも分かりませんが、新しい活動だけではなく地域を維持する活動そのものを支援対象としていく必要があるのではないかと私は考えます。このあたりのお考えをお聞かせください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大月協働推進課長。

○協働推進課長（大月道広君）

この制度は地域及び町の活性化に特に有効で、公益性のある独創的、先駆的な事業を対象としており、自立した活動として地域に根差した活動として他の模範となる取組に対して補助期間を限った上で助成を行うものでございます。そのため、他の補助制度の対象となるような活動や既存の定例的な活動や団体の運営を目的とした事業などについては対象となっていないことを御理解いただきたいと考えております。

そのため、その事業の専門の課に分散されることにはなりますが、草刈りであれば道路整備草刈り事業補助金、防災であれば自主防災組織補助制度、高齢者見守りであれば高齢者福祉サービスやGPS位置情報探知システム利用支援事業、移動支援であればデマンド型乗合タクシーの利用など、それぞれに見合った補助事業や支援事業を御活用いただくのがいいのではないかと考えております。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

言わんとするところは理解するところでありますけれども、先ほどちょっと例題を上げられましたが、課長が言われた草刈り業務、草刈り応援隊業務があるからそちらを利用してくださいと。では、一体現在、草刈り応援隊が吉備中央町内に何団体存在して実質的に活動されているかお尋ねしたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大月協働推進課長。

○協働推進課長（大月道広君）

誠に申し訳ございません。協働推進課のほうでは数を把握しておりません。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

ちょっと急な振りで申し訳なかったんですけど、実際にはこれはもう今活動は1団体です。これは今、課長が言われたように、あるものはある、使ってほしいという思いはよく分かるんです。けれども、私が言いたいのは、現在のこの中山間の地域では何か新しいことをこれから始める、その余力よりは今ある地域活動を続けるっていうそのほうへ力が私は要るんじゃないかなと。

ですから、住民の皆さんの限界がそこまで近づいている、その状態だと思うんです。ですから、何遍も言いますが、今回の、先ほど課長が説明してくれましたけれども、この条例自体が、条例というか制度、これが現実の実態と、それから今の制度の考えとが乖離してるんじゃないかというところを私は尋ねているわけです。これについてお考えがあるようであればお聞かせください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大月協働推進課長。

○協働推進課長（大月道広君）

それでは、お答えいたします。

協働推進課で設けておりますこの補助制度については、あくまでもほかに補助制度がないもの、また既存の定例的な活動や団体の運営を目的とした事業というのは対象としておりません。そのため、先ほど申しましたような事例にあっていろいろな町の補助制度、施策にあるものを御利用いただきたいと考えております。

ちなみに、先ほどの道路の整備、草刈り事業というのは対象者が自治会等で道路延長1キロ当たり4万円を年1回限り交付するというようなことになっておりますので、ぜひ御利用いただければと思います。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○ 1 1 番（黒田員米君）

1 キロ 4 万円、これは実はもう地域の人はよく御存じなんです。多分課長も御存じだと思いますけれども、でもそれを使っているけれどもまだそこでポケットのように落ち込んで地域維持ができない、その苦しみが今地域の皆さん方が持っているというふうに御理解いただきたいと思います。

ちょっとその話をすると終わらないので次行きます。

質問の 3 といたしまして、この制度の中では飲食費を全面禁止としております。これは現在の地域活動では、例えばですが高齢者サロン、あるいは子どもの居場所づくり、防災における炊き出し、あるいは多世代の交流など、今後は食を通じて地域交流が重要になってくるように私は思いますけれども、特に中山間地域では一緒に食事をする事、これ自体が孤立防止や見守りにつながってきます。

一律にこの飲食費を除外する現在の制度は現場実態に合っていないのではないかと思います。例えばアルコールであるとか、さらには高級な食材、こういったものは除外した上で、交流活動に必要な最低限の飲食費を認めるなど、もう少し柔軟な制度設計を検討すべきではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大月協働推進課長。

○協働推進課長（大月道広君）

国や県の補助事業をはじめといたしまして、多くの補助事業において飲食費が補助対象外経費として取り扱われているように見受けられます。また、全ての経費を補助の対象として取り扱い、結果的に補助事業の予算増加を伴うような制度拡充の見直しについては町の自主財政規模から鑑みると慎重であるべきであり、町全体の施策及び優先順位等から求められるべきものであると考えております。

その中で、高齢者サロンは社会福祉協議会からの助成の検討、子どもの居場所づくりとしては町営の放課後児童クラブの御利用、防災炊き出し実践訓練では先ほどの自主防災組織補助制度の御利用、多世代交流では公民館主催事業への参加など、交流活動の形態によって町にある様々な補助事業や実施されている施策を御利用いただくことで飲食費への直接の補助とはならない場合でも何らかの経費削減につながるのではないかと考えております。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

文面のとおり読み上げていくとそうなるかと思いますが、では本当にそういう状態の中でこの補助金制度の一番当初に申し上げましたけれども、地域の活性化、住民の連携及び行政との協働のまちづくりを推進することになるのでしょうか、今の課長が言われる話で。

私は地域の皆さん方がいろんな形で支え合いながら今の厳しい状態、今後さらに厳しくなると思います。その状態を乗り切るためのアイデアを出してその活動をやってくださいというのが私はこの制度だと思っています。その制度を逆に言えば潰していく話になりませんか。そのあたり、お考えをお聞かせください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大月協働推進課長。

○協働推進課長（大月道広君）

まず、先ほどの限られた予算の中でございますので全ての取組を網羅した補助事業と変えることは難しいのではないかと考えております。この制度については地域活動によって町内全域に発信、または町外へ向けての発信といった大きな公益性につながる活動が対象となっていると考えております。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

今課長が言った一番最後が私が言っているところです。やることによって広域性が発生してきて、よそで、ああ、これ、やったらいいなっていうのを目的とするわけですから、言葉、言い方は悪いですけど、猫でもしゃくしでも全てを拾い上げるという意味合いではないです。このあたりちょっと誤解のないようにしておいてほしいと思います。

ちょっとこれやってたらまた終わらないので、次へまず行きたいと思います。

では、質問の4として、構成員の支払い禁止についてお尋ねしたいと思います。

本制度では構成員に支払う経費は対象外となっております。しかしながら、今後現実に継続的な組織運営を行うためには事業内容の企画運営であつたりとか人材確保、あるいは

スケジュール調整、さっきから言いますが草刈りや清掃など、施設管理であつたりとか利用参加者の移動に関する運転、あるいは会場設営、技術的作業、広報活動などの実務を地域住民が現在担っております。

そういった中で、現在の地域活動は善意だけで成り立つ段階をもう既に超えており、最低限の実費や謝金があれば若い世代の参加は広がっていかないと考えられます。燃料代や技術謝礼、こういったものについても一定条件の下で対象化する考えはあるのか、ないのかお尋ねしたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大月協働推進課長。

○協働推進課長（大月道広君）

こちらの御質問に対しましても、基本的な考えとして国や県の補助事業において構成員への人件費などの経費は多くの場合、補助対象外経費として取り扱われており、補助事業の予算増加を伴うような制度拡充の見直しに当たっては町全体の施策及び優先順位等から求められるべきものであると考えております。

必要に応じて自治会運営交付金や、先ほど申しました道路整備、草刈り事業補助金、交通等支障木伐採除去事業補助金などの御利用により実施される事業によっては負担の軽減が図られるのではないかと考えております。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

それでは、今課長が言ってくださったんですけど、この構成員について再度お尋ねしたいと思います。

私は最近この協働のまちづくり補助金制度というもの、ちょっと短縮しますけども、住民の方からちょっと相談を受けました。内容といたしましては、団体の代表者の方の配偶者が講師を行なった場合、これは過去には謝金支払いが認められておりましたけれども、現在においては家族であるため構成員とみなすというふうにして認められなかったというふうなお話を聞かせていただきました。

このことで、今回ちょっとここで私が問題とするのは、この個別案件の是非というわけではなくて、同じ規則でありながら3年前の過去と現在では判断が変わっている、このこ

とについてどうしてなのかっていうのが聞きたいと思います。行政はどのような基準でこの構成員というものを判断されているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大月協働推進課長。

○協働推進課長（大月道広君）

それでは、御質問にお答えいたします。

構成員の判断については補助金の交付規則にのっとり判断したものでございます。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

それでは、規則に配偶者を構成員とみなすという文面があるのかお尋ねしたいと思います。ちょっと私が見る限りでは配偶者は漏れなくセットで構成員というふうな文面は入っておりませんが、担当課のほうではどのような判断理由で構成員と認められてるわけですか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大月協働推進課長。

○協働推進課長（大月道広君）

それでは、お答えいたします。

今の御質問の内容では、配偶者の方は特に構成員に近いと考えて今回対象外経費ということとさせていただいております。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

近いという言い方がちょっと私にはよく理解できないんですけど、これは家族だから構成員ですか。もしそうだとすれば、何親等までが構成員になるわけですか。

あるいは、逆に昨今はやりの家族といいながらパートナーという、戸籍上は別個の方っていうのいらっしゃいますけども、こういった場合は担当課はどのように判断をされるわけですか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大月協働推進課長。

○協働推進課長（大月道広君）

補助金の制度利用については補助金の交付要綱にのっとり、そのときに出てきた事業の内容をこちらで検査いたしましてそれぞれの内容により対応しているものでございます。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

内容はもうしっかり精査してくださればいいです。私が聞いているのは、今、団体代表の、例えば家族は漏れなくセットで構成員になるんですかということを尋ねてます。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大月協働推進課長。

○協働推進課長（大月道広君）

今回の例ではそのように見受けられるため構成員として判断させていただいておるものでございます。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

今回はそういうふうな話です。これはしつこいですがけれども、どういう理由になるわけですか。団体の代表者の方の配偶者が、私が今言っていることは多分課長よく御存じだと思うんですがけれども、職務としてある事業をされています。その事業をその団体の中でぜひやってくださいという案件だと思うんです。

ですから、私が何遍も言いますがけれども、じゃあそれが家族だったらもうそれが漏れなくセットで構成員として取り扱われるんですかということを聞いているわけです。それちょっとおかしくないですか、何遍も言いますが。不思議に思いません。

例えば、私の妻が何か食事を提供する団体のトップだったとします。私が例えば調理人だったとします。そのときに、妻からみんなに料理を教えるためにちょっと来てよと言われて、そこで賃金がちょっと発生します。膨大な賃金だったらそれはアウトですね。けれ

ども、一般的に謝礼の3,000円とかそこらで受けたときに、それが今は認められないわけですね。妻と私が夫婦関係というか、家族だから認めていないという今の論法ですね。これおかしく思いませんか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大月協働推進課長。

○協働推進課長（大月道広君）

今回の議員が上げられておる事例に関しては構成員とみなすことで間違いはないと考えております。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

その間違いのない理由、これをちょっと明確に合理的な説明をここでちょっとしてみてください。どういった理由でそれが担当課としては間違いがないのかっていうのを聞かせてもらえれば、私の中でああ、そうだったんだという納得できますので、ぜひそのあたりをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大月協働推進課長。

○協働推進課長（大月道広君）

特定されないためになかなかどのように表現をすればいいのか分かりませんが、その事業を行うためにはその人が携わるというのがその事業の大きな内容になってくるといことになるので、それではその人件費は公正に払う人件費というふうに判断されとを考えました。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

課長が言っていることも私、全く理解できないとは思ってません。ある程度理解できます。ただ、その人でないとこの地域の中ではその内容ができにくかった。外部委託をするともっともっと高くなる。だからこそ、地域の方の中でやろうとしたときにはその金額で

あり、その人であったというふうなことで私は理解してはいますが。

もう本当これやり取りしてるともう終わっちゃうんで、ぜひ議長、このことについては当人のほうから、ちょっと先ほどよく分からない話でしたので、もう少し詳しい理由説明を書面で受け取っていただきたいと思います。議長、お願いしたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

分かりました。

今、黒田議員のほうから言われましたこの質問に対して、課のほうへ求めまして、また結果を後日お知らせいたします。

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

もうチンといきました。

今回ちょっと話が長くなってしまって、もう最初の2つは何かめっちゃくちや前へ行ったので、もう調子に乗っていったんですけど、ちょっと3番目で引っかかりましたけども。今回私は、まだ5番、6番目と説明を尋ねたいんですけども、多分同様の話になろうかと思いますので、このあたりはちょっと今回はもう取下げをします。

ただし、取り下げたから諦めたという話では全くなくて、このことについてはもっと詳しく本当に今の現在、この制度が吉備中央町にとって合っているのかどうか、これをもう少し精査したいと思います。

せっかくいいこういった制度があるのに、使えない制度といたらもう本当に情けない話になりますから、ぜひ使えて皆さん方が元気が出る制度に私はすべきだと思います。町長、このあたりでぜひ御意見を聞きたいと思いますが、いかがですか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

この補助金以外にも前に議員さんが海外への研修の補助等も言われて課題になりました。もう二十数年前にできたような補助制度が多々ございます。そして、やはりその当時から趣旨、目的がなかなか時代とともに曖昧になってるというものも確かだろうと思います。この辺に当たりましてはやはりしっかりと多くの助成制度がございます。その助成制度について今時点でしっかりと精査する時間もあるだろうと思います。

そうした中で、今に合ったしっかりとした制度で予算の範囲内でしっかりと物をつくって利用していただくというのがいいんだろうと思います。そのような感じを持ちました。

○議長（西山宗弘君）

１１番、黒田員米君。

○１１番（黒田員米君）

町長の今の予算の範囲内でっていうのがちょっとボリュームが上がりましたが、それは当然ですけれども、ぜひ思いは持っていただきたいと思います。

今回ちょっとしつこくやり取りをさせてもらってますが、これは私は先ほど、しつこく言ってますけれども、別にこれを認めるべきとか、認めないとかというそこを議論しているわけじゃなくて、町民が求めているのは、まず１つですよ。まず、誰が担当課になっても同じ説明が受けられて、同じ基準で審査をしてもらってそれが通っていく、これがやっぱり行政だと私は思っています。

そして、もう一つは、何遍も言いますが、地域の皆さん方がやはり元気が出ていて我々も少しは頑張っていかなければいけないと、それを目的として動ける制度づくり、これをぜひやっていただきたいと思います。

ちょっと今回割愛をしておりますけれど、私の質問はここで終わりたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

これで黒田員米君の一般質問を終わります。

以上で本日の一般質問を終わります。

これをもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 ２時４０分 閉 議